

平成28年11月定例会 経済委員会（付託）
平成28年12月6日（火）
〔委員会の概要 農林水産部関係〕

丸若委員長

それでは、休憩前に引き続き、委員会を開きます。（10時39分）

これより、農林水産部関係の審査を行います。

農林水産部関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところ
であります。この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 高病原性鳥インフルエンザへの対応について（資料①）
- 「とくしまブランドギャラリー」の概要について（資料②）
- 「平成29年度に向けた農林水産部の施策の基本方針」について（資料③）

松本農林水産部長

3点、御報告させていただきます。

お手元にお配りしております、資料1を御覧ください。

まず第1点目、高病原性鳥インフルエンザへの対応についてでございます。

1、発生状況といたしまして、国内では2年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザが去
る11月28日から青森県と新潟県の農場において発生いたしております。いずれも韓国で大
流行しているものと同じ、H5N6亜型であるということが確認されております。防疫措
置も取られておりますが、他にも各地で野鳥の感染が報告されているということでござ
いますので、予断を許さない状況というふうに考えております。

2、本県の対応状況でございますけれども、県では12月1日に危機管理会議を開催し、
関係部局と情報共有するとともに、監視体制の強化と防疫措置の徹底を図ったところで
ございます。

さらに、農林水産部といたしましても、養鶏団体、市町村、県関係者等を対象とした防
疫対策会議を開催し、発生情報の共有と防疫対策の強化を図るとともに、全ての養鶏農家
に対しまして、野鳥の侵入を防ぐ防鳥ネットや、鶏舎における破損箇所点検・修繕など
を徹底するよう指導したところでございます。

さらに、小動物などがウィルスを持ち込むこともありますので、鶏舎出入口や周辺の消
毒を徹底するため、消毒用消石灰を緊急配布するほか、養鶏農家からの死亡羽数に関する
報告を、月1回から週1回へと強化し、異常鶏の発生については、直ちに家畜保健衛生所
に連絡するよう指導を徹底しております。

今後とも、発生させない、持ち込ませないという決意のもと、関係者一丸となって万全
の対策を講じてまいります。

続きまして2点目、とくしまブランドギャラリーの概要に関する御報告でございます。

本県の食とライフスタイルをテーマとし、首都圏における情報発信と交流の拠点として、

とくしまブランドギャラリーを整備することといたしておりますが、この度、事業の円滑な推進に向けて現地、東京での連携体制と今後のスケジュールの見通し、施設イメージなどが取りまとめられましたので、御報告したいと思います。

さきの9月議会におきまして、渋谷区の奥渋谷エリアに最適な物件を選定し、合意形成が図られたことを報告させていただいたところでございます。現在、開業に向けた各種の申請作業と並行し、設計作業なども着手したところであります。

2、事業の推進体制といたしまして、徳島県とDIY工務店、外2社の共同事業体を中心に推進してまいりましたが、これまでの枠組みに加え、(3)の東急電鉄、(4)のジャパン・アセットマネジメントの2社から、本事業全般についてサポートいただくこととなりました。

また、地元自治体であります渋谷区との連携につきましても、東急電鉄を通じ、最終的な調整を進めているところでございます。

3、東急電鉄並びに渋谷区との新たな連携により期待される効果として、イベント開催や広報の面では、東急電鉄が持つ交通、不動産、リゾート、生活サービスなど多様な資源を活用させていただくことで、強力な情報発信が可能となります。

また、地元、渋谷区との相互連携により、徳島県としては施設を核にとくしま回帰の実現を、渋谷区としては課題である宿泊施設不足の解消による奥渋谷エリアの活性化など、双方のメリットが期待できます。

さらには、施設に隣接する児童公園を一体的に運用することにより、地域の憩いの場として、また、施設利用者が地域の皆様と交流する場としての機能も期待されるところでございます。

今後のスケジュールの見通しといたしましては、来年4月の物件引渡し後、速やかに着工し、平成29年度中のオープンを目指してまいります。

なお、資料の裏面が施設のイメージとなっております。

これは現段階でのイメージパースなんですけれども、徳島県産の素材や県内企業の商品をふんだんに活用する計画であり、施設全体が徳島県のショールームとしても機能するよう目指しております。

今後引き続き、施設の早期開設に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

資料3を御覧ください。

3点目は、平成29年度に向けた農林水産部の施策の基本方針でございます。

まず、今回の基本方針におきましては、大きく五つの柱を据えております。Ⅰ、次世代を担う人材への投資、この人材育成を今回の1丁目1番地としております。Ⅱ、市場ニーズや地域特性に応じた生産振興、Ⅲ、需要拡大に向けた販売力強化、Ⅳ、強靱な生産基盤の整備、Ⅴ、活力と魅力にあふれた農山漁村の創出の五つの柱で取り組んでまいりたいと思っております。

概略を御説明いたしますと、Ⅰ、次世代を担う人材への投資につきましては、労働人口の裾野を拡大しまして、農業・林業・水産業にそれぞれ従事する女性のネットワーク化を図るとともに、女性が働きやすい環境整備による女性の活躍推進や、農林水産3分野のサ

イエンスゾーンへの大学・企業の参入促進，さらには人材育成機能の強化を図ってまいりたいと思っております。

次に，Ⅱ，市場ニーズや地域特性に応じた生産振興でございます。農業面では，地域商社阿波ふうどの展開によるマーケットイン型の生産振興のほか，市場で強く求められている一方で，生産がどんどん落ち込んでおりますハウレンソウ，スダチなどをはじめとする主要品目について，品目ごとにプログラムを組んで産地のリノベーションに取り組んでいく供給体制の強化。あるいは，東京オリンピック・パラリンピックに向けまして，その食材調達基準で，環境に優しいGAP (Good Agricultural Practice) という認証が求められる動きがかなり強まってきており，今後，世界的にもこういったものが求められてくるということで，輸出増加等を視野に入れたGAP認証の取得推進，阿波とん豚の増産に向けた供給体制の強化など。林業では，先進林業機械の導入拡大や，A・B・C級材の加工機能の強化などの推進。水産業では，アワビ漁獲量アップのための様々な工夫などに取り組んでまいりたいと考えております。

さらに，研究につきましても，そうしたリノベーションを後押しするような取組をしてまいります。

続きまして，2ページ目を御覧ください。

販売強化でございます。ブランド化につきましましては，とくしまブランドギャラリーを核とした展開，さらには今年度から活動を本格化させております地域商社阿波ふうどによる新たな販売チャンネルの開拓。また，6次産業化では食藍を活用した展開のほか，輸出では特にアジアで消費が増えております，なると金時等の輸出量を倍増させる輸出ルートの構築などに取り組んでまいりたいと思っております。木材では，新たな動きが出てきている台湾などで，ショールームとしての機能を強化しながら，木材輸出にもチャレンジしたいと思っております。

Ⅳ，生産基盤の整備でございますが，農林漁業インフラの長寿命化・防災減災対策や治山・地すべり防止などに加えまして，地籍調査事業などにつきましても推進していきたいと思っております。

Ⅴ，活力と魅力にあふれた農山漁村の創出としまして，多面的機能の維持という面におきまして中山間直接支払，あるいは多面的機能発揮に向けた直接支払制度の推進，地域の活力関係では，鳥獣被害防止に向けた対策の推進，都市との交流におきましては，食と農の景勝地に認定されたにし阿波地域の取組など，地域の魅力発信とインバウンド対策の強化などに取り組んでまいりたいと考えております。

報告事項は，以上でございます。

御審議のほど，よろしくお願い申し上げます。

丸若委員長

以上で，報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

上村委員

まず質問からですが、今説明を受けました農林水産部の施策の基本方針ですが、市場ニーズや地域特性に応じた生産振興ということで、ハウレンソウの需要が高まっているのに生産量がどんどん減少しているという説明があったんですが、これはどうしてなのか。それと供給体制をどんなふうに強化していくのかということをお聞きしたいと思います。

新居もうかるブランド推進課長

上村委員のほうからハウレンソウの生産状況についての御質問を頂きました。

大阪市場でも徳島のハウレンソウはブランドとして扱われておりまして、いまだに大阪市場からの引き合いの非常に強い品目でございます。ハウレンソウはどうして減っていったかということでございますけれども、2点ございまして、ハウレンソウというものはいわゆる調整作業、収穫後の出荷までの、パッキングしていくまでの作業に非常に手間がかかります。こういったことで、生産者が高齢化していることもございまして、そういった重労働なのでどんどん減っていく。もう一つが、実はこれは県としても取り組んでおるんですが、ブロッコリーの生産振興をたくさんしていて、急速に量を増やしている品目でございますけれども、実はハウレンソウがブロッコリーに変わっていつている。ブロッコリーは先ほど申し上げました調整作業についても若干軽いので、需要もあるのでこちらのほうにどんどん生産者側が作付け体系を切り替えていつているということでハウレンソウが減っていつているわけでございます。

ただ一方で、先に申し上げたとおり、大阪市場を中心にハウレンソウの引き合いは非常に強いものがございます。今後、ハウレンソウの弱点、例えば秋の長雨で苗が痛んで育たなかったりするリスクを軽減するために雨よけのハウスをする支援を行ったり、それから調整作業についてもできるだけ選果場に集めて、それを集約して一元的にやっていつたりといった労力の軽減などを施策の柱としまして、生産振興に努めていきたいというふうに考えております。

上村委員

ありがとうございました。ハウレンソウは本当に身近な商品なので、うちでは自家栽培していますけれども、本当に引いてから手間がかかって泥を落としたりで、それは主婦としてもよくわかるんですが、是非これを引き続き大阪の需要に応えられるように頑張っていたきたいと思います。

それとこの農林水産部の施策の基本方針からもう TPP という言葉がすっかり抜けてしまいましたけれども、今米国の次期大統領に決まったトランプ氏が、就任したら真っ先に TPP から撤退すると表明しています。安倍政権はあくまで今国会で TPP 協定の批准承認を強行すると言っています。県も TPP 協定の発効を見据えて迎え討つとして総合戦略を立ててきましたけれども、今後この TPP の見通しについて、どんなふうに考えておられるか聞かせてください。

宮本総合政策課政策調査幹

上村委員より T P P の今後の見通しについての御質問を頂いたところでございます。

T P P の動向につきましては、委員の御発言にもありまして、アメリカの新大統領の就任のお話がございます。今のところ全体としての今後の調整が非常に不透明感を増している状況でございます。ただ我が国としましては、ただいま正に参議院特別委員会で審議中ということですので、まずは国会での審議を十分見守ってまいりたいと考えております。

上村委員

恐らくこのトランプ氏が大統領になれば撤退するということなのでこれは見通しが立っていないと思うんですけれども、トランプ氏が T P P から脱退して 2 国間の F T A に行くと言っています。日本は T P P が発効しなくても日本に不利な内容の米国の要求をこのままのんでいくことになるのかなと私も思っているんです。共和党のハッチ上院財政委員長というのは、次期大統領は T P P を承認しない、代替案は日本との協定だということも言っています。11月22日の読売新聞では、このことが取り上げられて、日本が T P P 協定承認を国会で強行すれば、この T P P の合意内容に上積みを図る露骨な再交渉要求をしているんじゃないかと、そういうふうに指摘もされています。それでもあえて T P P 承認を強行するということは、本当に米国の際限ない要求をのむということを表明しているに近いと思うんです。徳島県というのは農林水産業を基幹産業と位置付けて活性化を目指して頑張っていますけれども、これは T P P がたとえ発効しなくても、より深刻な事態になるんじゃないかというふうに思っているんです。こんな危険をはらんだ T P P 関連法案というのは、もう本当に承認をするなということも県としても国会に求めるべきだと思うんですけれども、どうでしょうか。

宮本総合政策課政策調査幹

上村委員のほうから T P P の審議につきまして、県として国に意見を申し述べるべきではないかという御質問を頂いたところです。

この度の T P P を含め、進展する経済のグローバル化につきましては、今後、不透明ではありますけれども、様々な形で国際化の波は避けられないという認識でございます。県といたしましては、まずは現在国の方針として審議を頂いている T P P につきまして、その審議の内容を注視してまいりますとともに、県として取り組むべきこと、グローバル化に向けた対策につきましては、現在農林水産業未来創造基金をベースとする我が県の独自の取組、あるいは国が用意しました様々なメニューを活用しまして、農林水産業をしっかりと支えていく所存でございます。

上村委員

今回も林業の活性化についても施策が打ち出されていますけれども、林産物の関税というのは1960年以降の貿易自由化の中でもほとんど撤廃されて、丸太とかチップとか生産材とかはもう既に無関税になっていると。これが外国の木材をどんどん輸入することにつな

がって、結局自給率が低下しているということになっている。これは本当に国の失策だと思わなければならないけれども、それでも今、集成材については 6.0%，ボードとか繊維版でも 2.6% から 6.9% などの関税が残っているので、これが TPP を発効すればそうだけれども、たとえ発効しなくても 2 国間 FTA なんかで関税の撤廃を迫られる、そういった事態になりかねないとちょっと心配しているんです。これが全面的に無関税となれば、今県が打ち出している林業の活性化策についても、本当に先行きが見通せなくなる壊滅的な打撃となるんじゃないかと心配しています。木材自給率 50% 以上というのを国も目指して、その交付金なんかも使って県は今林業の活性化に全力を挙げているところです。こういったところにも全く逆行すると思うので、グローバル化は避けられないと言っていますけれども、この県が進めている林業の活性化を無駄にしないためにも、国に対してもこれ以上の関税撤廃をするなどということ、県として政策提言すべきではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

宮本総合政策課政策調査幹

ただいま林業に関する国際化の波に対する我が県の姿勢として国に対して物を申すべきではないかという趣旨の御質問を頂きました。

農林水産業全般につきまして、先ほど来申し上げておりますように、グローバル化の波、これは避けて通れないという認識は持っておるところでございます。様々な品目ごとに関税の問題点はかねてより話題になっておりましたけれども、まずは現在、TPP の内容について国会の場で審議を頂いているという状況ですので、まずは我が県としましては、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

上村委員

知事はいつも国にいろいろ政策提言をしているんですよね。だから本当に徳島県の林業を守る気があるのなら、こういうことは真っ先に政策提言として、関税撤廃のここを守れということを使うべきだと思うんですけれども、この態度というのはちょっと私は理解しきれないんです。ここで知事がいない場で言ってもあれなんですけれども、意見として申し上げておきたいと思います。

次ですけれども、今農協改革が問題になっています。11月25日に政府自民党によって農協改革の提案がまとめられていますけれども、この農協改革について県はどういうふうを考えているのかということと、県下の農業者への影響はどうなるのかということをお伺いしたいと思います。

佐々木農林水産政策課長

政府の農林水産業・地域の活力創造本部におきまして農業改革方針ということを決められたということでございます。主な中身としましては、JA 全農が改革推進期間に農家からの委託販売を買い取り販売に転換することをはじめ、購買部門の組織見直しなどのほか、数値目標を定めた上で年次計画を公表するなどとなっております。特に生産資材の引下げでありますとか流通加工構造の改革ということが打ち出されたところでございます。本

県におきましては、これに先立ちまして、この度、1 J A 構想ということで、県下の 1 J A が機能強化を図るということで取組を進めておりますので、これにつきましては県も職員を派遣しておりましたり全面的なバックアップをしておりますので、今後ともこの推移を見ながら機能強化に努めていただきたいというように考えており、積極的に支援してまいりたいと考えておるところでございます。

上村委員

今、県下で15ぐらいの J A の組織があると思うんですけども、これが仮に一つに統合されると、農業者への影響というのはどんなふうになるんでしょうか。

丸若委員長

小休します。(11時01分)

丸若委員長

再開します。(11時02分)

佐々木農林水産政策課長

現在、合併協議につきましては、本年5月より J A のほうで研究会を月に1回開催しております。さらに専門部会ということで、信用事業でありますとか経済事業などの分野別の専門部会を立ち上げまして、広域運営に関するメリットでありますとかデメリット、地域の特色を生かした販売事業の展開等について協議をしているところでございます。また、中央会におきましても、9月1日に統合 J A 推進室ということで部屋を新設しまして、J A でありますとか連合会から職員を受け入れまして、県域の統合 J A 発足に向けた体制の強化を図っているところでございます。

こうした J A の統合ということになりますと、これによりまして財政力の強い J A というものができるということで、他の J A を牽引しつつ、大ロット化による有利販売でありますとか、共同利用施設の広域利用による生産販売コストの低減、また資本力の増大による設備への集中投資など、大きなメリットがあるものと考えておるところでございます。

上村委員

じゃデメリットについてはどう検討されているんでしょうか。

佐々木農林水産政策課長

今のところデメリットは直接お聞きはしてないんですが、なかなか経営規模でありますとかそんな違いはございます。そこら辺でなかなか一緒になるということに対して、これまでも種々議論をされてきたところでございますが、その壁をなかなか越えられなかったということで、今後デメリットというよりはいかにメリットを出すことによって、皆さんが1 J A になるということに結び付けていくかということが重要かというふうに考えておるところでございます。

上村委員

実際、農協の職員なんかにも話をお聞きしても、この J A を一つにするということで、結局、首切り合理化が行われるんじゃないかとか、いろんな不透明なもとで不安が出ているんですね。それとやっぱり現場に一番近い各 J A の集約、広域化されれば、本当に一軒一軒の農家に対するいろんな指導、援助とかいうことが手薄になってくるのではないかなど。実際現場ではもうかなり統廃合が進んだりして、私の地元の佐那河内村でも農協がなくなって徳島市農協に統合されたことで、不便なことがいろいろ出てきてるいんですよね。今、農家は本当に跡継ぎも少なくてなかなか苦労して生産を続けていますけれども、この J A を強化すると言いながら、かえって現場に対する支援の手が届かなくなるようなことは今やるべきではないのかなと思うんですけれども、県のほうは J A を一つに統合することに支援をしていくという方向です。その辺のデメリットについてもしっかり検討して、J A の職員の皆さんの意見も聞きながら慎重に進めてほしいなと思うんですけれども、これはいつぐらいに結論を出すおつもりなんでしょうか。

佐々木農林水産政策課長

まず 1 点、営農指導等について先ほど御質問がございましたが、確かに営農指導に当たる職員が各 J A 単位におきましてはかなり減ってきておることがございまして、このあたりは機能強化しなければならないということも J A のほうでも議論をされております。また、統合することによりまして、営農指導員を増員するなどの専門性の高い人材を確保して強化したいということで、こういったあたりについての議論が続いているところでございます。

また、J A の統合の時期についてでございますが、まずは今後でございますが、今年度中のできるだけ早い時期に統合 J A の基本構想を策定しまして、順次関係する J A 等に出向き、意思の合意を図りまして、組合員向けの説明会を開催するなど、準備を進めていきたいということで聞いております。特にいつまで、めどとして聞いておりますのが平成 31 年 4 月 1 日の発足に向けてということで、今順次作業を進めておるところでございます。

上村委員

徳島県も農家がどんどん減ってきているという状況ですけれども、この農協改革については、いろいろ批判の声も上がっているわけですよね。一応農協の自主的な改革を促すという方向に今はなっていますけれども、関係者からは、農協改革はまるで農業版の郵政民営化だと、そんな声も上がっています。だから農家の皆さんの所得を上げる改革が大事と言いながら、結局農家の互助組織というか、もともとはそういうところで出発した協同組合のそういった組織について解体をしていく、統廃合していくというようなことは、本当に慎重にやらないと、今後の農政上大変な問題になってくると思うんです。

それと農協改革と言いながら実際は農家の地域や皆さんを支えてきた農協の事業とお金を引き剥がして、日本と米国の金融資本や一部の大手小売、巨大な流通業者とか商社などのもうけにになってしまうことを狙っているのではないかと、そういった見方もあるようです。

ので、県としても慎重にこのことは進めていただきたいなと思うところです。これは意見として申し上げておきます。

次に、県の農林水産関係の職員の削減についてちょっとお伺いしたいと思うんですけれども、県は今3,000人体制を目指して行政改革を行っている最中です。一方、国も地方農政局等の所管事務として配置していた地域センターを廃止して、地方参事官を県庁所在地の新たな圏域拠点に平均100人ぐらい配置するというので改革を進めているようです。実際、1県当たり10人ぐらい減ることになるんですけれども、そのうち約20人が現場と農政を結ぶ相談業務を担当する部門に配置されるということです。県の出先機関もこの間大分減らされてきて、私たちもそれぞれ出先機関も訪問もさせてもらいましたけれども、大変な状況になっているようです。農業者と一番近い現場で、技術指導とか相談に当たる職員が大勢減らされるということは、結局農家に対する支援の手が届きにくくなるということと、やっぱり実態が把握しにくくなると、そういったデメリットも大きいと思うので、農協の職員がその肩がわりを務めているというような地域もあるようです。その実態については今どのぐらい体制が減っているのかとか、ちょっと私も詳しいそういった状況がわからないので、まず3,000人体制の改革が叫ばれてから農林水産関係の職員体制とか機関はどのぐらい減ってきたのか、この経過をちょっとお聞きしたいと思います。

佐々木農林水産政策課長

現場の職員数の減少に関する御質問でございますけれども、厳しいながらも着実に財政健全化というのを推進しなければならないということで、県もこれまで様々な行政改革プランを作ってまいりまして、特に職員数につきましても先ほど委員のほうから御発言がありました3,000人体制を目標に掲げましてこれまで取り組んできたところでございます。過去10年間におきましても、例えば平成19年度では3,561名であった一般行政職の職員数が平成28年度、10年間で3,116名ということで、人数で445名、率にしまして12.5%ほど減少いたしております。当然のことながらこれは全庁的に職員の削減を進めておるということでございます。農林水産部におきましても事務職を除く、例えば農林水産技術職員の数としましては、南部、西部の総合県民局を含めまして、この10年間で739名から644名ということで、技術職員の数だけで見ますと県全体とほぼ同様約12.8%の減少ということになっておりまして、現場のみならず全ての職種において減少しております。これを何とか部全体でやり繰りしながら対応している状況でございます。

上村委員

出先機関は統廃合とかでどのぐらい減ったんでしょうか。

丸若委員長

小休します。(11時10分)

丸若委員長

再開します。(11時11分)

佐々木農林水産政策課長

済みません、ちょっと今手元に資料がございませんので、後ほどお届けさせてもらいますが、大きなところでは県民局を作ったのと農林水産総合技術支援センターを再編したところが大きな改革であろうというふうに考えております。

上村委員

後ほど是非その人数の減少の分と出先機関のどこがどう統廃合されたのかということについて、資料を頂きたいと思います。

やっぱり農林水産業の活性化を重視するということでしたら、現場にきちんと指導が行き渡る、また実態をきちんと把握できるような職員配置を進めなくてはいけないと思うので、全体として行政改革を進めると言っていますけれども、必要などころには配置をしていただきたいなと思うところです。

次に、木質バイオマスについてもちょっと質問をしたいと思うんですけれども、今新次元林業プロジェクトで主伐と植林のバランスの取れた林業の振興を促進することが地球温暖化防止にも役立つということで、これは高井議員の代表質問にもありましたけれども、今、自然エネルギーの活用として木質バイオマスというのが大変注目されています。私の地元の佐那河内村でも、もともとは電気事業者がまきストーブを売り出している。そこがもう今は県内外で大変人気が出て、まきストーブの販売に取り組んでいるんですけれども、ところがその燃料の薪とかチップの調達がなかなか難しいということで、自家生産を始めているようです。先日の高井議員の代表質問の中で、木質バイオマスの活用にも県は触れられていましたけれども、木質バイオマスの生産が、去年は5万トンに達したというふうに聞いています。今後7万トンの需要が予測されるということですのでけれども、この需要に見合った生産というのはどのように進められるのかということと、木材製品を公共事業にも是非、積極的に利用していただきたい。地産地消を目指すということが本当に必要だと思うんですけれども、この点でもどんな取組をされているのか、ちょっとお答えいただきたいと思います。

井関新次元プロジェクト推進室長

ただいま上村委員より、木質バイオマスの需要量の増加に対してどのように供給を進めているかという質問と、それと公共事業にどのように使っていくかという御質問を頂きました。

まず、平成27年度より新次元林業プロジェクトを推進しているところですが、年間3万立方メートルの増を目指して頑張っているところがございます。平成27年度の32万4,000立方メートルに対して今年度の目標は36万立方メートルとなっておりますので、できるだけ供給力を増やして行って、それでC材、D材の供給にも貢献できるようにしてまいりたいと考えております。

続きまして、公共事業への利用についてでございますが、公共施設を建てる際、木造化、木質化をする場合におきましては、国の補助事業等がございます。それに県、市町村で新

しい公共施設等を建設の際は、木造技術等にたけたコーディネーターを派遣いたしまして、それで木造、木質化の設計等ができるような形で支援してまいりたいと考えているところでございます。

上村委員

需要に見合った生産というのは今の計画でできるのかということ、ちょっと見通しをお聞きしておきたいと思うんですけども。

井関新次元プロジェクト推進室長

ただいま、需要に対するどれだけの生産見込みがあるかという質問を頂きました。

バイオマスについてでございますが、今5万トンということで、現在どれだけ必要かというのは把握できていないところでございますが、新たにクラボウの木質バイオマス発電所が今年度7月より稼働したということで、明らかに7万トンの需要はあるということで、これについてできるだけ県のプロジェクトを推進することによって賄えるように努力していきたいと思っております。

上村委員

今、取り組んでいる最中なので、非常に見込みというのは難しいのかなと思うんですけども、是非県内で需要を満たされるように、生産が追いつくように頑張ってくださいと思います。

林業を生業として頑張っておられる農家の状況というのは、一時期は大分減っていましたが、今ちょっと盛り返しているということが全国的にも言われていますけれども、徳島県での林業に従事する県民というのはどのくらいおられるのかということと、また年齢構成が少し若返っているのかなと思うんですけども、その辺についてはどうでしょうか。

丸若委員長

小休します。(11時17分)

丸若委員長

再開します。(11時18分)

市瀬林業戦略課長

林業の就業者の状況でございますが、林業の場合は国勢調査等で調べておまして、ちょっとセンサスがありませんので、平成22年の数字でございますが、現在就業者は837名で、うち65歳以上が17%でございます。5年前のほうが65歳以上の就業者数が29%、30%余りございましたので、近年機械化等の影響で若い方が入ったということで、この65歳以上の方のウェイトが減っており、現在改善している状況でございます。

上村委員

全国的にも少し若返っているということで、これは大変にいいことだなと思うので、徳島県は林業アカデミーとかいろんな先進的な取組もしていますので、是非頑張って林業でも生活していける、そういった県を目指してやっていっていただきたいと思うんです。

林産部門で平成28年度の内閣総理大臣賞の受賞を、那賀町の橋本さん御夫婦ですか、家族経営専門林家による自然と調和した高密度路網と美しい森林づくりということで受賞されていますけれども、これは本当に大変喜ばしいことだなと思うんです。この内閣総理大臣賞受賞理由の概要というのでも発表されていますけれども、こういったところがもっともっと増えるように取り組んでいただきたいなと思うんです。こういった高密度路網についても、前回の事前委員会でもいろんな補助金の制度とか取組とかが紹介されていましたが、今こういった専門で林業を生業としていこうという、そういったところは家族経営でも構わないんですけれども、増えているんでしょうか。

市瀬林業戦略課長

この前受賞されました橋本御夫妻につきましては、非常に長年にわたってああいう自分の山を手入れされ、それから自ら生産をされるといったような形で、農林業の形としては、以前から林業の中でも大きなウエイトを占めておった部分でございます。しかしながら近年におきましては材価の低迷等もございまして、そういった経営形態でなかなか生活が成り立たない部分もございまして、現状といたしましてはかなり減っておる状況でございます。これから増えてくるかというふうなことでございますが、どちらかという若い方の希望が機械化等、そういった生産システムを使ったような就業形態といったようなことでありまして、所有者そのものがしっかりと経営していくといったような部分と、それと若い方の希望であります機械を使ってやっていく、こういった両面性が今現在林業の世界では求められているということでございますので、片方に偏ることなく両方ともやっていきたいと考えております。

上村委員

わかりました。もう一つしたかったんですけれども、是非農家で本当に生業として林業をやっていくということが増えることが徳島の環境を守ることにもつながるので、是非頑張っていたきたいなと思います。

来代委員

耕作放棄地でちょっと聞かないといけないのだけれども、その前に今日、三、四人から聞かれたんですけれども、鳥インフルエンザでは例えば鳥の肉を食べたらどうなるのか。例えば熱を通しておったら大丈夫なのか、卵を食べてもいけないのか、これは食べたらこの鳥インフルエンザでは一体どんなふうになるんですか。影響を全部教えてください。

刈谷家畜防疫対策担当室長

ただいま、鳥インフルエンザの関係の御質問を頂きましたけれども、鳥肉とか鳥の卵を

食べることについては、感染してなければそれほど心配ないんですけれども、熱を通せば全然心配ございません。

来代委員

熱を通したら心配ないんだったら、何でこんなに大騒ぎしないといけないんですか。その答えはちょっとおかしいんじゃないですか。

刈谷家畜防疫対策担当室長

済みません、それと鳥から人への感染は日本では確認されておられません。

来代委員

部長、ちょっとわかるように教えて。今の返事でわかりますか。

松本農林水産部長

我が国におきましては、鳥から人への感染事例というのは1例も報告されておられません。農林水産省におきましては、報告、発表のたびに鳥から人への報告事例というのはありませんので、そのところは安心してくださいという報告を、常に国民に対して行っているところでございます。

来代委員

例えば感染した卵があったとして、卵を食べても何の心配もないんですね。

刈谷家畜防疫対策担当室長

卵を食べても心配ございません。

来代委員

そしたらこれもう新聞、テレビを見ても鳥インフルエンザ鳥インフルエンザ、そして火を通せば心配ないのに何十万羽も穴を掘って全部焼いて埋めている。私のところのほうでも池田町西山というところで鳥をいっぱい飼っているんですよ。その人たちは200羽、300羽ですからそんなに大きな保険も入ってないし、かといってもし何かあったら鳥の肉は全然売れなくなる。飼っていても買う人がいないんです。そうすると鳥を飼っている農家は、そのように騒がれることでもう先き行が不安になってくるというんですけれども、余りにも国の対応というのが、皆殺して埋めて大損させておるといようなことをやるのは、大きな間違いでないかとも思うし、その国のやっておることがいいのか悪いのかわからない。部長、これはいいことですか悪いことですか。そんなに影響がないのだったらあんなに始末しなくてもいいんじゃないですか。

刈谷家畜防疫対策担当室長

殺処分のことをおっしゃっていると思うんですけれども、これにつきましては家畜伝染

病予防法上、発生すればほかへ広げないために、殺処分して埋却処分することになっております。

来代委員

それだったら焼くことは焼いても埋めることはないのでは。もったいない。

刈谷家畜防疫対策担当室長

家畜伝染病予防法上、感染した鳥はそういうふうにしています。

来代委員

それだったら影響があるのだろう。

丸若委員長

小休します。(11時25分)

丸若委員長

再開します。(11時26分)

後藤畜産振興課長

インフルエンザの質問でございますけれども、2面性がございまして、一つは農場関係です。家禽、これをそのままほっときますと死亡率が非常に高いものですから全滅していってしまうと、経営が成り立たなくなってしまうので、それを防ぐために、今の防疫指針に基づいて、発生が確認された場合は殺処分するという措置を取っていくということをやっております。

それと食肉の安全性につきましては、先ほど部長のほうからのお話にありましたけれども、これまで国内でそういった家禽、鶏肉とか卵を食べてインフルエンザに感染した報告事例はないという状況でございます。

来代委員

そしたら余り大騒ぎしなくてもいいということですが、大騒ぎしてますよね。それと徳島県としては、この鳥インフルエンザを防ぐために県としてできること、これから費用のことは関係なく絶対にやらないといけないことはどういうことですか。

刈谷家畜防疫対策担当室長

この防疫対策につきましては、ウイルスを侵入させないということで、消毒が第一かと思うんですけれども、県としましては先日も消石灰の配付を行いまして、鶏舎周辺に散布をお願いいたしまして、鶏舎へのウイルスの侵入防止対策を強化したところでございます。

来代委員

それは、予防といっても鳥を飼っているところだけでしょう。足の消毒、長靴をはいてどうのこうの、いつもテレビで出ています。しかし、簡単に言うと韓国や中国から飛んでくる鳥からうつるわけでしょう。だったら、徳島に絶対にインフルエンザの鳥を入れないというのだったら、渡り鳥を 1 羽も徳島に入れなかったら絶対うつらないということじゃないんですか、部長さん。

後藤畜産振興課長

ただいまの御質問で、渡り鳥の侵入が今、国内の一番の原因ということは言われておりますけれども、1 羽も渡り鳥を県内に入れれないということは、まずできないと思います。そのできない中でどう対応策をするかということで、鶏舎の中に野鳥とかそういうのが入らないようにする、ウイルスを持ち込まないようにすると、そういう対策が一番に取っているところでございます。

来代委員

そこで本題に入るんですけれども、私のところによく電話がかかってくるんですけれども、耕作放棄地対策もこの鳥のインフルエンザも、やっぱり皆さんは仲介するものを忘れていたけれども、例えばイタチとかタヌキとかの有害鳥獣がおりますよね。そういうものからかなりうつると言うんですよ。例えば耕作放棄地にしても、部長さん、県内で対象農家は何戸あって何ヘクタールあると思いますか。

水田農地戦略推進担当室長

県内の耕作放棄地の面積について御質問を頂いておりますけれども、2015年の農林業センサスによりますと、4,577ヘクタールとなっております。

済みません、農家数についてはちょっと把握できておりません。

来代委員

部長、こういう問題があるでしょう。4,577ヘクタールの耕作放棄地があると。じゃあ対象の農家は何戸かわからないと。それでこの前の本会議の答弁では、そういう人たちには全部手紙を送って、農業委員会を通して文書を出して、耕作の継続があるのだったら耕作放棄地にならないようにしますと言った。じゃ何戸かわからないと。それで来年の1月、もうあと半月後に始まると。ちょっと対策が遅れていませんか。そんなの既に今ごろ、戸数を知ってなきゃいかんでしょう。本会議の答弁と全然違うじゃないですか。

そして、今の鳥インフルエンザにも関係するんですけれども、その対象農家で送れたところから答えてください。

水田農地戦略推進担当室長

この間の遊休農地の課税強化に係ります対象の農家数ということでございますけれども、これにつきましては、農業委員会が利用意向調査を発送した件数になりまして、その発送数につきましては約6,700件ということになっております。

来代委員

部長、さっき 4,577 ヘクタールで何戸が対象かと聞いたらわからないと言った。そしてもう一回言い直したら、今度は 6,700 件と。これは部長、ずさんな報告と言うんですよ。やっぱりこういうのはきちんと一の桁の戸数まで把握した上でやらないと、税金がかかるのはあと二、三週間後ですよ。それで一般質問で来ていた傍聴者みんなからそういう声があって、帰って各家庭で親戚と話し合っ、私のところへもう何十件も問合せが来ているんですよ。うちの土地は大丈夫だろうか。農業委員会から通知が行くからとかではないんですよ。みんな心配しておるんですよ。既に、おたくの土地はこうこうなっていますと連絡が行ってなければいけない。本当はもっとやってもらわないといけないんですよ。そして、私のところへ入ってくる電話では県は口ばかりで、耕作放棄地の原因はイノシシ、シカ、サル、鳥、これらに作ったものを全部とられると。農産物でもつるし柿でもあご柿で、皆とられて食われてしまって、やる気がなくなったと。やる気がなくなったところへもってきて、県は税金ばかり上げるんですかと。負担は農民にばかり持って行くって一体県は何をしているんですかと、こう言うんです。鳥獣被害とこの耕作放棄地の関係を、部長、どう思いますか。川崎局長のほうがよく知っているかな。

谷農村・鳥獣対策担当室長

耕作放棄地と鳥獣害対策についての御質問でございますが、これまで県といたしましては、市町村や関係機関と連携いたしまして、鳥獣害対策を積極的に進めてまいりました。その結果、一定の効果は得られているとは考えておりますが、依然として被害は発生しておりまして、被害を十分に抑え切れていない、あるいは被害が出ている地域では非常に問題と認識しております。特に中山間地域では、せっかく作った農作物が鳥獣に無残に荒らされたり、鳥獣と戦うのに疲れて、農家の方が営農を続ける気力を失うほどの大きなダメージを受けているというようなことも認識はしております。これまで主に鳥獣害対策の視点として、野生鳥獣による農作物被害対策を、集落対策、地域対策というふう位置付けまして、個々の方の力を頼る対策から集落の力を合わせた防護対策の実施に重点を置いていきたいと考えております。これまでもやっておりますが、侵入防止柵の設置に併せてソフト対策を強力に推進してまいりたいと考えています。

来代委員

もうわかる人に答えてほしいんですけども、例えば平成 29 年度に向けた農林水産部施策の基本方針、この 2 ページ目の 5 番に、地域の活力あふれた農山漁村の創出と、1 番に鳥獣被害と書いてある。そして 3 番目に耕作放棄地の解消と書いている。ここまで書いてくれているけど、やっぱり今の県庁は、鳥獣対策と言ったって市町村からデータを取っているだけなんです。おたくの被害は何ヘクタールで幾ら幾らと取っているだけ。しかも文書に出てくるのはシカが一番で、次にイノシシぐらいしか載ってなくて、サルがちょっと。だけど、穴吹から上へ行きますと、アユで生計を立てていた人がアユもとれなくなった。全部カワウが食べているわけです。そのカワウの調査をやっていない。そして、鳥の卵、こ

れはタヌキとハクビシンとイタチが皆食べている。今、農家の足の痛いおばちゃんがみんな、せめて柿だけは孫に送ろうと思って、つるし柿を作っている。そのつるし柿が甘くなりかけたら、二、三日後に1個もない。ひどいところは東山の石木とか、うちのほうは漆川というんですけれども、家へ帰ったらこたつの中にサルが五、六匹入っている。じいちゃん、ばあちゃんは中へ入れない、家の中へ帰れないの。つるし柿が全然ない。冷蔵庫の中も開けてうまいものを皆食べている。そこまで今鳥獣被害は進んでいる。県は何もしないでデータを取るだけ。部長、これ1回農林水産部の職員はそういう地域に行って、サルの1匹でもいいから退治、1匹でもいいからイノシシ退治をやってもらえませんか。

松本農林水産部長

これまで来代委員から鳥インフルエンザの対策にかかわる根本のところでは鳥獣害、鳥獣がかなり増えてきているということも関係している、そういったこともしっかり対策をしなければいけないんじゃないかという話。それから鳥獣の被害が増えていることがまた耕作放棄地の発生にもつながり、また耕作放棄地が広がるのが、更に鳥獣が下りてきて広がっていくという、悪の循環になっているのではないかという御指摘。さらには耕作放棄地の面積に関しまして、ちょっと農林統計上の耕作放棄地の面積と、今回の課税強化の対象になりましたのは遊休農地といたしましてちょっと違うんです。これは農業委員会が一筆一筆判断をして、その所有者の方に、ここは遊休農地ですけれどもどうですかと聞いたものが、今度の課税強化になりますので、そこは答弁が混乱していたところはおわびしたいと思います。遊休農地のほうはしっかり把握をしております。ただ、世の中的に農林水産省も耕作放棄地と遊休農地という二つの言葉を使っているものですからちょっと混同しておりますけれども、遊休農地のほうはちゃんと対象の方をしっかりと把握しております。

ただ肝心なことは、やはり議員の御指摘の中で一貫しておりますのは、中山間地域で耕作放棄地が広がるとともに鳥獣害もひどくなって、農業ができなくなるとともに住んでいる方もその集落に安心して住めないということになっているのではないかという御指摘、ここは真摯に受けとめさせていただきたいと思っております。

農林水産部の職員の中にも、若手女性職員ですけれどもハンターの資格を取りまして、実際に自ら足を運んで、とめ刺しから全ての処理を体験しているという職員もおります。我々は現場に足を運んで、いろんな現場の実態をより学んでいくという姿勢は大事だと思っておりますので、そういった形で取り組んでいきたいと思っております。

来代委員

こうやって答えてくれたら後は言えなくなるので、あと一つだけお願いしたいんですけども、結局知事は政策提言のプロなんです。いろんな提言をなさっている。けどこの耕作放棄地、中山間地域の鳥獣被害の提言はまだ聞いたことがない。だからこれは、もう今や市町村のデータを取るだけじゃいけないんです。例えば猟友会にしても、皇室が来るために猟銃は本当のことを言ったら警察が全部規制をかけて、鉄砲を持たしてくれないんです。一方では猟友会を育てながらも一方では規制がものすごく厳しくなってる。猟友会の方に聞いてください。例えば鳥を撃つでしょう、イノシシを撃つても、あの薬きょうま

で拾わなくて数字が合わなかったらもう次に弾は使えない。一方では猟友会を育てながらの一方ではものすごく厳しい取締りがある。これは危ないことだから当然のことなのかもわかりません。そして県庁はデータは取るけれどもサル退治、イノシシ退治には一つも行かない。

だから農林水産部長が農林水産省から来られているから、今までのことは幾ら言ってもしようがないのでお願いしたいのは、政策提言でもっと鉄砲を持てるように、若い子が役場の職員でも消防団でも、簡単に鉄砲を持ってイノシシ、シカ、サル、カワウを退治できるような環境を作る。そして耕作放棄地で悪循環になったものにまた税金をかけて農家をいじめるんじゃないで、やっぱりサル、イノシシ、あるいは鳥、鳥獣によって荒らされた土地、遊休農地であろうと何だろうとできなくなったところは税金はただにしてでも、もっと補償金を出してでも農業を続けてもらう。そして、危険なところにはやっぱりもうちょっと、県庁職員がパトロールでもしてあげて、じいちゃん、ばあちゃんが本当困り果てているところを助けてあげる。そういうような、もっときちんと土地に合った政策提言をして、何でもかんでも農林水産省が、上から一遍で税金だけ上げたらいいわ、取り締まったらいいわというのではなく、もっと中身のある政策提言をお願いできませんか。知事と一緒にやってもらえませんか、お願いします。

松本農林水産部長

ただいま来代委員より中山間地域における鳥獣被害対策の総合的な展開につきまして御提言いただいたところでございます。

実は現在、政府自民党におきましても、総合的な中山間地域の農業振興対策というのを検討しております。その対策を受けて、農林水産省におきましても、中山間地域対策の抜本的な強化ということに向けて、内部でも検討していると聞いているところでございます。その中に、議員に今御指摘いただきました様々なハンターの育成から耕作放棄地対策とつながった鳥獣害対策、あるいはそういった中山間地域の実情に即した農地の課税強化の制度なども含めまして、中山間地域の皆さんの地域の実情に即した、真に中山間地域に役に立つ対策となりますよう、政策提言につきまして検討してまいりたいと考えているところでございます。

来代委員

本当に土地の声は、もう本当にサル1匹、イノシシを捕るのが大変なので、絶対捕れないですよ。イタチなんか絶対捕まりませんよ。だから本当はやってはいけないことだけど、場所を決めて、もう毒餌でもまかななかったら退治できないよなというぐらい切羽詰まって追い詰められているんですよ。それで人間が至る所でイノシシでも何でも期間を越えて捕ったら取り締まられるけれども、イノシシやサルが人間をかんだってサルやイノシシは捕まらないんですよ。だから、今の人間を大事にするような法律を作ってくれというのが、土地の生の声なんですよ。

そして鳥インフルエンザにしたって養鶏農家、鳥を飼っているところはみんな心配しているんですよ。火を通したら食べてもいい、インフルエンザは人間に影響はないのだった

ら、そこら辺をもうちょっときちんと宣伝してくれませんか。もう鳥を飼うのをやめようかと思ひ、やめたら耕作放棄地は増え、その人はまた働かなくなり、また生活保護も増えるかもしれない。そしてまた税金も入らないと、これは悪いほうへ悪いほうへ行っているんですよ。だからそこら辺で悪いものにストップをかける、そういう気構えで部長さんが答弁してくれたら非常によかったのだけれども、私はもう質問をやめますけれども、それぐらいの勢いでやってくれませんか。

松本農林水産部長

繰り返しになりますけれども、やはり私も農林水産省からまいりまして、中山間地域の実態、足を運ぶたびに、やはり農林水産省の目指す政策、大規模農家を育てていくという政策と、実際本県の中山間地域で本当に急傾斜地の農地に張りついて農業で頑張っておられる。しかも本当なら大阪とかにも出たかったのだけれども自分は長男だから残ったとか、そういう方が高齢化する中で農業を頑張っておられる。そういった地域の実態をしっかりと伝えながら、大規模農家だけが日本の農業を支えているわけではありませんので、そういう気構えを持って政策提言等を行っていきたいと考えているところでございます。

重清委員

田舎に住む私たちにとって農業、漁業、林業、畜産業、大変重要でありまして、いろいろな活性化策が来年度の基本方針に出ております。まず今言っていた鳥インフルエンザへの対応で、今できるのは石灰をまくということで7,000袋配付しているのですけれども、今日もマスコミを見たら3,000袋とか何とかと言って、これは7,000袋はあったんですか、ないんですか、どうなんです。配付は終わったんですか。

刈谷家畜防疫対策担当室長

まず県西部のほうへ配付して、順次、入手次第7,000袋、県下全域に配付する予定になっております。

重清委員

ですから備蓄していたのは幾らあったんですか。7,000袋必要だけど今、西部で幾ら配って幾ら足りないのかと。それがいつ入ってくる予定になっているのかと。早急に対応しないといけないのに足りないでは話にならないでしょう。全国でこれだけはやったらいつ頃手に入るんですかという問題で、何で対応をすぐしないのかな。そこら辺のまず状況を教えてもらえますか。

刈谷家畜防疫対策担当室長

備蓄は3,000袋ありました。これからまず配付しておりまして、入手次第、次の4,000袋を配付することにしており、今週中をめどに配付したいと考えております。

重清委員

これはまず、県下の一番大事な鶏舎へ配付する。それから言われたように、鳥獣のそういうのまでやったりとかは当然無理だろうけれども、今日の徳島動物園にしたりとか、いろいろ昔も議論したけれども、学校の鶏を飼っているとかウサギを飼っているとかいろいろなところの対応をどのようにするのとか、そこら辺の対策をこうやって対策会議をしたけど、石灰がないことにはどうしようもないじゃないかと。ここら辺は毎回毎回この問題をしている。大事な大事な鳥でしょう。それに対する対応がやっぱり遅いじゃないかと。これは、私は早急にするべきだと思いますよ。何でこの対策ができないんだと。西部からやりますと言っているんですけれども、これでいいんですか。今までも 3,000 袋しかないですから、毎回毎回それは西部からやりますと。次に入ってきたら南部のほうへ持っていきますという話ですか。どんな対応をとっているのか、ちょっとその対策もきちんとできているのかと思うんですけれども、そこら辺はどういう状況ですか。対策会議をしたときにいろいろと意見は出てこなかったんですか。県は意見を言わなかったんですか。そこら辺はどんな状況ですか。

後藤畜産振興課長

今、委員さんのほうから御指摘がございましたけれども、まずは早く消毒薬、消石灰を配付する、消毒の徹底を図るということで、これまで緊急用の備蓄 3,000 袋をしておりました。それをまず各農家さんのほうに配付させていただきながら、あと残りの必要量を購入して、今週中をめどに全農家に配付される見込みとなっております。

重清委員

残りの 4,000 袋は間違いなく入るんですか。それと徳島市らも持っていたように各自治体は今、石灰の備蓄を持っていないんですか。県だけが 3,000 袋持って置いてあったのか、そこら辺は一体どういうふうな。徳島動物園に配付しておったんですけれども、徳島市は持っていたんですか。あとの市町村はゼロか。ここら辺の確認とか調整会議をしているのだったらどんなのだったのかなというところがわからない。まず石灰をまかないかというのは基本でしょう。今の対応としては。石灰をまいて網が破れていないか調べてくださいと。とにかくそれを一番にやりませんかだけれども、石灰がないことには話にならないかということが出るんだけれども、こんな対応で毎回していたんですか。全国でこうやって増えてきているときに間違いなく入るんですか。そこら辺の話は、きちんとこういう状況には入りますというのでできているのかどうか、今週中に入ると言ったっていつ入るのだと。明日入るんですか、それとも金曜日ですかという話で全然違いますよ。そこら辺はもう業者との話ができていますのかどうか。どんな状況ですか。

刈谷家畜防疫対策担当室長

養鶏業者さんは既に自主的に配付はしていただいております。それと残りのところについても今週中に入手して配付できることになっております。

重清委員

それだったら業者とこういう話ができているんですよと。明日にも入りますと。ここの業者からこれだけ 3,000 袋が入ります, ここから 1,000 袋入りますというのがあるのであるかどうかということですよ, 聞いているのは。配付が終わります終わりますと言って, 今ないから石灰を待っているのでしょうか。それが入りますというのは, 徳島県はこの業者とこういう場合は入る状況の連絡か何かできておりますと。きちんと対応できるんですよという, できているかどうかを聞いているんですよ。入りますでなくて, できているかどうかですよ。

刈谷家畜防疫対策担当室長

配付先としてストックポイントみたいなのを作っております, そこへは何月何日にそこに何袋入りますという連絡は終わっております。大体その予定で配られることになっております。

丸若委員長

小休します。(11時52分)

丸若委員長

再開します。(11時53分)

後藤畜産振興課長

済みません, 先ほどの石灰の配付の件でございますけれども, まず 3,000 袋ある分, 備蓄しておるものを配付しました。今週の木曜日までに全ての中継基地に 6,000 袋は, 済みません, 必要量 4,000 袋は各ストックポイントのほうに配付できる状況となっております。それぞれの養鶏農家さんに取りにきていただくという連絡調整はできているところでございます。

重清委員

そしたら 7,000 袋の石灰の配付先としては, 養鶏業者に何千袋行くんですか。残りの各自治体とか必要なところへは幾ら, 何箇所ぐらいあるんですか。それで 7,000 袋でしょう, 違うんですか。それともまだ足りないけれども, まだ 1 万袋ぐらいは本当は要るのだけれども, 7,000 袋だけを用意しておるのか。そこら辺は一体どんなんですか。

後藤畜産振興課長

養鶏農家さんに必要な石灰の数量として 7,000 袋が必要, 県下の農家さんに配付するのは 7,000 袋必要でございます。そのほか, 愛玩鶏の飼養者さんとかそういったことにつきましては, 県の養鶏協会の事業で県下一斉の消毒に協力いただくということで, これまでに消毒薬を市町村を通じて配付させていただいております。

重清委員

養鶏協会が何千袋か持っておるんですか、ここへ配付するのだったら。7,000袋と今言っているのは県が配付しようとしているやつでしょう。これ以外に幾らか養鶏協会が持っておるということでもいいんですか。何千袋あるんですか。それだったらそれを何で先に回さないんですかという話です。

後藤畜産振興課長

消石灰が養鶏協会にあるとかいうのではございません。愛玩鶏とかそれからまず、シーズンになりましたら、養鶏協会の事業のほうで県も補助しているんですけれども、消毒薬、石灰でなく液体のほうの消毒薬を配付して、十分な消毒をやっていただくということで、まず取り組んでおります。

今回、消石灰を配付させていただきましたのは、急に国内でも発生しましたし、野鳥でも全国的に広がっているということで、養鶏農家の全国一斉の消毒、消石灰による畜舎周辺の消毒、それから出入口の消毒の徹底を図るということで、今回緊急的に7,000袋、必要量は7,000袋ですけれども、配付させていただくと、消毒の徹底を図っていただくという流れでございます。

重清委員

ですから言っていたように、養鶏業者の分は7,000袋要りますという話でしょう。そうしたら、鳥獣害を全部しろとは言いませんが、せめて徳島のそういういろいろなところがあると思うんです。動物園にばかり、学校の鶏を飼っているとかいろいろなところがあると、前も問題になったことがあるけれども、その対策は市町村で勝手にしろと。今まで市町村の備蓄はゼロですかという話です。今、県だけでやることではないというのはわかるのですが、それだったら各市町村の対策会議において幾ら置いてくれているのですかと。徳島市は幾らあるんですか、各町村は幾ら置いているんですかという話をして、それだったらそれでまず大丈夫ですねと。足りない部分は早急にまた仕入れてこないといけないですねとか、いろいろな問題があるのだけれども、ここら辺は見えてこないんです。担当が違う課だったら違うでも構わないんですよ。農林水産部ではありませんというのだったら、そこら辺をきっちりとしてくれと。こんな報告をしていてうちではないというのだったらおかしいじゃないかと。それは委員会の見直しをしないかという話でしょう。毎回毎回言っているけれども。報告した内容ぐらい農林水産部が把握していないのかという話ですよ。これは違うんですか。委員長にもまだ宿題が残っているのだけれども。どのようにやるかということは、これは一緒です。本当はどこでやるんですか。その鳥インフルエンザの対策は農林水産部ですか、危機管理部ですか。どこが責任を持っているんですか、まず教えてください。

後藤畜産振興課長

この鳥インフルエンザ対策につきましては、発生した場合には危機管理会議、危機管理部の所掌のもと、対策としましては農林水産部のほうでやっていくということになります。

鳥インフルエンザは農林水産部関係になるんですけれども、危機事象ということで、危機

管理部のほうと連携をして対策を進めていくということでございます。

重清委員

連携して危機管理をするということは農林水産部もするということでしょう。徳島で発生したときはそれはもう危機管理を全体でやらないといけない。今どこかで発生したときはどうするんですかと。ここら辺の話ができていますかと。隣の韓国で発生したときはどこがやるんですか。日本の北海道で発生したらどこでやるんですかという話でしょう。それははっきりしておいてくれませんか、委員長。毎回毎回聞いてどこの管轄かわからない。こんな部ないんじゃないですか。委員会でわからないわからない、うちではありませんよ。それだったらきちんと最初からしませんかという話ですよ。委員会の所管がわからないでしょう。何期やってもこれだけわからないわからないと言われる委員会は私は初めてですよ。これぐらい自分たちのところでできないのかですよ。何で自分たちでやらないで危機管理危機管理と逃げるのだと。それだったらここへ危機管理部も入れろ。

松本農林水産部長

重清委員から高病原性鳥インフルエンザ対策、どこが主に担ってやっていくのだという話でございます。県庁全体の司令塔としては危機管理会議というのがありますので、そこにかかりますけれども、農場で鳥インフルエンザを抑えていくというのは、家畜伝染病予防法に基づきまして、国で言えば農林水産省が一番背負ってやっているわけでございますし、徳島県で申しますと、農林水産部が家畜保健衛生所とともにしっかり背負って対策を行っていく案件であると考えております。

重清委員

また委員長に言っておきたいのだけど、委員会でわからないのだったら危機管理部をなくしたらいいんだ。何か出てきたら危機管理危機管理と、おかしいでしょ。そんな一次産業のことは農林水産部じゃないのかと思いますよ。

丸若委員長

小休します。(12時01分)

丸若委員長

再開します。(12時07分)

重清委員

鳥インフルエンザについてはもうきちんとした対応をしてほしいと。本当にこれだけはお願ひしておきますので。

丸若委員長

午食のため休憩します。(12時07分)

丸若委員長

再開します。(13時13分)

重清委員

鳥インフルエンザへの対応についてでございますが、鶏舎の一斉点検等いろいろあるんですけれども、県自身がするとしたらもう石灰を配付する。今現実ですぐしないといけない県の対応としてはこれだけでしょう。その対応を迅速にやってほしいという話なんです。これをどうにかして早くできないのかと。今みたいなのはちょっと、もしも発生した場合は徳島県で何百万羽処分しないといけないとかそんな話になったら大変ですので、迅速な対応をお願いしておきます。

後藤畜産振興課長

今、鳥インフルエンザの発生予防ということで、消石灰の配付とか消毒薬の配付につきましては、今後とも迅速に取り組んでまいりたいと考えております。

ちょっと消石灰の先ほど答弁が不十分でございましたので、配付状況、計画について御説明させていただきます。消石灰の配付必要量としましては、7,000袋が県下全域に必要でございます。今回、県が備蓄しております3,000袋の配送と、追加必要量であります4,000袋の購入及び配送につきましては、県と全農で契約を締結しまして実施しているところでございます。配送方法につきましては、県下農協等の中継基地として約35か所を中継基地としまして、全農から各農協に消石灰配送後、各養鶏農家が最寄りの農協に引取りに来ることとしております。なお、配付状況ですけれども、12月6日時点では3,000袋が配送できる計画であり、残りについても順次全農が配送計画を今現在策定しているところでございます。また、12月8日、今週木曜までには累計で6,000袋の配送ができる予定でございまして、7,000袋全てにつきましては、土曜日までに配送が完了いたします。

それからもう一点ございました、消毒用の消石灰の備蓄量についてでございますけれども、先ほど言いましたように県下の養鶏場に配付するには7,000袋必要ということでございますけれども、これまで備蓄量につきましては県内で発生した場合を想定しまして、発生農場の初動防疫に必要な量ということで3,000袋を備蓄しておりました。今回の国内での発生のように急速に感染が拡大したような事例を踏まえまして、今後、備蓄量の数量につきましては適正になるように検討してまいりたいと考えております。

重清委員

迅速、それでの確な対応をお願いしておきます。

次に、水産関係。いろいろ今水産業は若手の振興とかもうける漁業ということでいろいろ仕掛けてくれているんですけれども、前に1回質問でも言っていた、浮魚礁は今現在どのような状況になっておるの。あれは高知県もあるし隣の和歌山県もあるのにその間の徳島県だけは今はないということで、何とかしてほしいという地元の漁業者からの要望もあったんですけれども、あれは今どうなっているのかなと、ちょっと状況を教えていただ

いていいですか。

石田水産基盤整備担当室長

ただいま重清委員のほうから中層型浮魚礁の導入についての御質問を頂きました。

中層型浮魚礁といいますのは、カツオやマグロなどの回遊魚が水中の構造物に集まってそこに滞留するという性質を利用して、水中に構造物を設置することで、その周辺に魚を寄せて、しかもその魚をそこに滞留させて効率的に漁獲することができるようにするための施設でございます。海部郡におきましては、これらの回遊魚を対象とした漁業に従事する漁業者さんが多く存在しております。これらの漁業の特性から航行距離が長いということで、燃油消費量が多いという特性がございますが、その燃油消費量を少なくし、いかに効率的に漁獲するかということが、これらの漁業のもうかる化のためのポイントとなっております。そのために効率的な漁獲につながるこの中層型浮魚礁の設置は有効な方策であると考えられたため、地元の方々からの御要望もございまして、その設置について検討してまいりました。

昨年の10月以降、中層型浮魚礁に向けての地元の海部郡漁業関係者、任意団体として海部郡水産振興会というのを形成しておりますが、その会、あるいは地元の町でありますとか海上保安部、水産庁等へ相談しながら設置する方法を決めたところでございます。その後、事前協議等を行いまして、地元漁業者と協議の結果、設置場所を出羽島沖の約30キロメートル、水深1,000メートル地点あたりに設置するという。そして中層型浮魚礁の設置数は4基とするということが昨年度中に決定されたところでございます。それを事業化するのに必要なことといたしまして、県内県外との調整、それと海上保安部さんとの調整等が必要でございますが、それらについても昨年度中に全ての協議を実施し終わっております。この事業は水産庁補助事業で実施することとしておりましたので、具体的な事業計画を水産庁と協議してきた結果、今年の3月に水産庁よりその事業計画の承認がなされ、今年度の予算化がされてきたところでございます。

今年度に入ってからでございますが、何分この中層型浮魚礁といいますのは、本県においては初めて設置するというものでございますので、その設置について間違い、あるいはトラブルが発生してはいけないということで、設計や設置に必要な要素、データ等の洗い出し等を工事の発注、施工管理を行っていただく南部総合県民局県土整備部さんとともに関係者から各種聞き取りを行い、慎重に実施した結果、この8月に、まず深淺測量、それと海流と潮流観測、それに基づく浮魚礁の設計を発注しているところでございます。

現時点でございますが、設置予定位置周辺の水深や海底形状の詳細な測量は終了しております。それをもちまして先日の11月28日、海部郡水産振興会の方々に再度集まっていたきまして、その結果の図面をお見せしながら最終的な設置場所の意思決定をしていただいたところでございます。

今後の作業でございますが、設置場所がはっきり決まりましたので、そこにおける水深、あるいは潮流のデータもそろっておりますので、設計の作業にこれから入っていくことになっております。その設計ができ上がった段階から実際の設置作業に入りますが、現時点では海上作業の効率性や安全性の観点から、設置は春がよいというふうに言われておりま

すので、来年の五、六月までには設置を行いたい、そういうふうを考えておるところでございます。

重清委員

そしたら来年の9月ぐらいまでに4基設置できるということです。早く設置してもらっていろいろまたデータもこれから取らないといけないと思います。今、漁獲量が減ってきていますので、何とかこれがうまくいくようにいろいろまた研究しながら頑張りたい。それから水産業に関してはマリンサイエンスゾーンということで大学とかいろいろなところと連携して、今藻場の造成とかをやっていますけれども、また今度、アワビをやるんです。それともう一つ海部郡内でもサザエがなくなっているのですけれども、あれは1回どこかで研究してもらえないかな。やっぱり海部の海女さんだったらサザエ、アワビ、ナガレコ、これが大体メインですけれども、今サザエが1回赤潮か何かの原因で全部死滅したんですね。それからなかなか生きてこんで最近になってやっと日和佐でぼつぼつ採れだしたかなというのが現状なんです。宍喰や鞆や浅川なんかはまだまだサザエがないんですね。ですからそれをやっぱりどうにかして研究していただきたいなど。せっかくいろんな大学との連携が始まったんですけれども、ここら辺も研究してほしい。サザエは今うちの海にはいないですよ。それはどのようにしているかといったら高知のほうからサザエを買ってきてます。せっかくの海がありながら、今せっかく藻場もできているのだったらここら辺でやっぱりもう一回どうしたらサザエも復活できるか、いろいろと検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

来島水産振興課長

ただいま重清委員のほうからサザエについて、以前漁獲があったのだけれども赤潮の影響で非常に減少しておる。それを復活する方策として県として何か取組はないのか、研究はどうかという御質問でございます。

サザエにつきましては、平成26年度の漁獲量が33トン、全国で第22位ということでございまして、鳴門市で9トン、阿南市で21トン、美波町で2トンという状況になっております。委員御指摘のようにサザエの漁獲量はここ20年ぐらいで非常に減少してきております。特にお話のありました平成7年に発生した有害赤潮による被害の影響もかなりあったのではないかというふうに思っております。

サザエの生産につきましては、まずは先ほどのお話とも絡むんですけれども、藻場の造成、特に今、県内のほうでも計画がかなり進んでおりますけれども、そうした中、いかに藻場を復活、再生させていくかということが、まずは重要だと思っております。もう一つは、稚貝を放流するというやり方もございます。そういった中で、県のほうでは海陽町に栽培漁業センターというのを持っていますので、そういった施設において新たな栽培魚種については、いろいろ漁業者の方とかの御意見も聞きながら検討していきます。当然栽培する種類につきましては、マリンサイエンスゾーンの一角として、研究機関及び徳島大学とも一緒に共同研究しながらやっていきたいというふうには思っております。

まずは、やはりそういった漁業者さんのニーズを把握した上で、その対策を検討してい

きたいというふうを考えております。

重清委員

今言っているように平成 7 年にこのようになってもう 20 年たっているんですね。その間、本当にいないのよ。僕は小さいときに海に潜ったらサザエはいたんですよ。それが今プロの海女士が潜ってもいないというのがこれだけ続いているのに何か研究してくれないのかと。今の技術でどうにか。1 回は放流もしたけれども失敗した。このままそれで終わっているじゃないかと。もうちょっとどうにかできないのかと。これは漁業だけでどうにかしろと言っても無理ですので、せっかく今こういう連携がとれてきているから、そこで何かしてくれないかと、これは要望しておきます。よろしくお願いします。

次に農業で、この委員会でも見に来てもらったんですけども、海部郡できゅうりタウン構想をやって、あれは確かに今、若い子は戻ってもきているし、よそからも来ているんです。確かに、今でもう 10 年、20 年、これも一緒に後継者が戻ってこなかったんですよ。戻ってきてもすぐに辞めて出ていったんですけども、今、たくさん戻ってきているんですけども働くところはないんですよ。このキュウリハウスはいいですよと言って、水耕栽培はどうですかと言いながら、なかなか高いんですよ。そこに対して実際問題、今来ている人たちがするところはない。次に自分たちが技術を持って自分たちでやりたいと行ったときにハウスがないでしょう。それと今、ハウスのキュウリはもうかるんです。それで今戻ってきている。これを何で徳島県のモデルとしないのか。こうやったらいけるじゃないかと。そうしたら若い子は戻ってきているじゃないかと。これを何で地方創生の旗頭でいかないんですか。うちのほうはもう何もないですよ。道路もないので観光も何も来ませんというところで、やっぱり一次産業の立て直ししかないのよ、今仕掛けてくれたきゅうりタウンで農協と一緒にやっているんですけども、あれは確かにいいと思います。その代わり、1 棟が 5,000 万円近くては、なかなか若い人にこれをしたらと言っても無理なんですよ。その代わり、うちのほうでは岡松のバラ園があるんだけど、何棟もハウスはできているんです。そういうふうになんかできないのか。今でも 10 人ぐらい戻ってこいと言ったら戻ってきますよ。設備投資をいきなり最初から 5,000 万円掛けていけるかと言ったら無理だから、そこら辺はやっぱり農協、県、町でリース方式とかいろいろできないのかと。研究してほしいし、国に対してもっともっと補助金を付けてくれないのかという話をやっぱり詰めてもらわなかったら、現状でうまくきていて、せっかく若い人が今戻ってきているのに働くところがない。これはミスマッチと思うんですよ。これをどうにかしてほしいと。これさえできたら今はたくさん働けて、後継者が戻ってきます。若い人も来ます。サーフィンをしたいと言って来ます。それで生活ができたら皆増えていきます。せっかくここまで仕上げているのに、いま一步。デメリットは何かと言ったら最初の設備投資です。今あれは確かに働いている人たちにも環境がいいんですよ。昔は下が汚いし入ったら汗をかいてもう暑いしというのが、それがもうすごく作業しやすくなって、下も水耕栽培だったらスリッパでできますわ。そうしたら若い女の子がやりましようかと行ってなっているんですよ。ここまでしてくれているのにあと一步踏み出してほしい、早くしてほしいというのが今あるんですよ。昔はキュウリをしているところはたくさんあつ

たけど、どんどん減っているんですよ。

ですから今これは成功例と思うんですけども、それに対する今のネックは何かというところだけのハウスがありません、設備投資が高過ぎますと。それに対しての支援策を何か考えられないかという話です。せっかく戻ってきて、それでもうかりますというのできているのに、どうしても最初のお金が掛かり過ぎですという話で、そこら辺をもうちょっと支援策なり対策を講じていただきたいと思います。また来年もいろいろ基本方針は出ているんですけども、それに対してせっかくここまでいい方向が見えているやつに対して、いま一步いろんな施策をしていただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

新居もうかるブランド推進課長

重清委員のほうからきゅうりタウン構想のプロジェクトについて、ハード整備がネックになっておるといふ御指摘を頂いたところでございます。

正に委員の御指摘のとおりでございます。きゅうりタウン構想、委員の皆様にも御視察いただいたとおり、いわゆる技術の習得だけではなく、住む家のあっせんから生活設計からシステム化してパッケージにして移住をする、若しくは就農してほしいという形で取り組んできたところです。昨年度で9名の就農者、今年は今、塾に塾生が5名来ていただいているところです。この方たちが今後独立して就農していくためには、やっぱり委員がおっしゃるとおりハウスが必要になってまいります。

ですので、見ていただいた実習ハウスは次世代型でIoT、ICTを駆使して環境整備をしているような施設で、非常に高額でございますけれども、ここでしっかり勉強していただいて、通常のハウスで皆さんそれぞれ就農していただくということにしております。このハウスにつきましては、農林水産部のほうで作っております農山漁村未来創造事業、これはハード整備に使える事業でございますけれども、例えばJAかいふさんがこの事業を生かして、先ほど委員のほうからもお話がありましたようにレンタルハウス、こういうのを作って、就農者の方がリース料を払ってそこで就農してもらおう。こういう取組をJAかいふさんのほうと来年度以降、そういうハウスを整備していくという計画で進めておるところでございます。ですので、ハウスをどれぐらいのスピードで作っていくかというのは、塾生とか実際に就農される方の割合を見ながら、今後JAかいふとも連携を密にして過不足がないような形でやっていければなというように考えているところでございます。

重清委員

いろいろ今検討してくれていると思うんですけども、今までのハウスと今作っている新しいハウスがあっつて、今までのやりなさいっていうのはなかなか難しいですよ。それを今している人たちももうけているのだけれども、今の新しいところへ移りたいなという人はたくさんおるんですよ。それをまたこっちへ行けっていうのはちょっと難しいというふうな、逆なんですよ。せっかくこれを今新しく建てて、これがいいじゃないかと言ってなっているのに、それを元に戻すのではそうじゃないでしょうと。今までしている人たちもこっちをやりませんかという方向へ持っていくべきと思うんですよ。けれどもやっぱり最初の設備投資が高過ぎる。今ハウスをしている人たちも今までの借金があっつて新し

いには投資できないという話があるから、前から言っているように法人化や何かできないのかという、そういうシステムを農業の人たちにしてあげなかったら、1反では500万円もうけると、2反だったら1,000万円もうけるのにどうしてこっちへ行かないんですかと。4反やったらいいじゃないかと。どんどん広げていって法人化をしなかったらそれは個人では無理ですよ。個人でやっても人は雇っているのやから一緒じゃないかという話だ。

そこら辺はやっぱり県としてはそういう経営のほうでも教えられるように農協とも相談して、いろいろな補助金を付けてあげるといのが今は正解だと思うんです。それをもっと進めてほしい。国に対してももっと言ってほしい。こういうふるさと創生、地方創生ができていないかと、これをやったら農業もまた変わってきているじゃないかというようにどんどん国のほうへも言ってほしいし、それで見に来てほしい。そういう部分で変えていかなかったら、今までみたいに補助金を違うところではなく、こういうふうにお金を使っていかなかったら。これは必ず生きてきますので、いろいろまた検討していただきたいと要望しておきます。

時間もありませんので、あと林業だけなんですけれども、林業をいろいろやって、値が上がってきているのかなと思うんですけれども、大体今うちのところで1町歩が50万円です。なかなか上がってこないというのが現実なんですよね。ですからもうちょっと木の価値を上げてもらう、山の価値を上げてもらわなかったら、今みたいに補助金だけで人が食っていつかは終わりますからね。そうではなく、やっぱり民間のところへ販路の拡大をきちんとし、家も建たないといけない。県産材を使え使えと言ったって、家も余り建っていません。それはうちらはハンデがありますから。津波のハンデがありますからなかなか建てないですよ。それでもぼつぼつは建ててくれているのだけれども、やっぱり地元の木を使って、値段もちょっとでも輸出なりいろいろして上げるようにしなかったら、今は安過ぎます。ですから言っていたように鳥獣とかが増えるんです。誰もこんな安い山へ手を入れません。お金を使いません。ですからほったらかしになってきているんです。山へ入ったら木だらけですよ。もう嫌というほど木はあるのだけれどもお金にならないからほったらかし。そこら辺をやっぱりもう一回考えてもらいたい。

今、農業もそうやってちょっと増えて、後継者がうちだって増えてきてます。土木も若い人たちが増えてきてます。今ちょっと流れが変わってきているんですよ。その人たちがやっぱり食べていけるようにしてくれと。農業も民主党政権のときに1人年間150万円でしたか、あれはあるでしょう。あれはもうそろそろ終わったかなというときになってきたんです。きちんとあの人たち、農家の人たちが全部残れたかという話よ。あれをやっぱり検証して、続けられるようにしてほしい。そこら辺でやっぱりうちらみたいな田舎の町は、もう一次産業、地場産業しかないんです。それをやっぱり食べていけるようにしてほしい。今成功しているところへは本当に補助金を出してほしい。せつかく成功しているんです。今まで成功していないところばかりにお金を出していたからこういうふうになった。今成功しているところへ何でぼんと入れてくれんの。これだけは本当に思いますよ。これをやってくれたら幾らでも後継者もできます。

今、田舎で足りないのは若い子だ。若い人がいないから子供もできないという話になっておるのですから、とにかく一番にそこへもう働けるところがあつたら戻ってきますと。

今の流れはそのようになってきてますので、是非とも働けるところ。そのためには何をしたらいいか、もうそろそろ答えは見つかってきていますので、そこら辺へしっかりと政策なり力を入れていただきたい。もう来年の予算は出てきますけれども、今聞いたようなあんなのでは駄目ですよ。あれだけでできるかといったら無理です。間に合いません。まだ TPP がどのようになるかわからないけれども、そんなので外国と競争できますかという話だ。TPP がそのようになくとももう外国へ輸出しないとイケないでしょう。それをやっぱりどのようにしたらできるのか。あのいっぱいある杉やヒノキをどのようにしますかという話、価値を上げていただきたい。やっぱりこちらは一次産業ですので、ここら辺にきっちりと対策を講じていただきたい。来年度予算にも反映していただきたいと強く要望して終わります。

庄野委員

先ほどの鳥インフルエンザの関係ですけれども、本県の対応状況の(3)で、野鳥の監視強化というのがあるんですけども、死亡した野鳥というのを県民の方々がまず一番目に道端で死んでおるとか発見した場合に、さてどうしたらいいのかということ、そこに何時間も何日も放置させずに、見つけた場合はすぐここに通報してくださいという体制とかはちゃんとできているのだろうか。例えば県民からしたら、市役所に言う人もおるだろうし、警察に言う人もおるだろうし、県にかかってくる場合もあるだろう。何か情報提供を求めますという窓口を一本化したようなところが要るんじゃないかと思うんですけども、そこら辺の緊急ダイヤルみたいなものはどういう状況なんですか。

刈谷家畜防疫対策担当室長

死亡野鳥につきましては、危機管理部局のほうで連絡窓口とか周知されておまして、発見した方が市町村とかへ言われたら、県民局もそうなんですけれども、その職員が危機管理部のほうへ相談、連絡しまして、そこから家畜保健衛生所のほうへ連絡が入りまして、市町村の方とかが家畜保健衛生所のほうへ運んでいただきまして家畜保健衛生所のほうで簡易検査をすることになっております。

庄野委員

いろいろ県民の方はどうしようかというふうになると思うんです。だからもう少しアピールして、もし死んだ野鳥とかを発見した場合は、直ちにここへ通報してくださいというふうなことをもっとアピールしたらどうですか。例えば危機管理部ももちろんそうでしょうけれども、これは家畜保健衛生所に知っておる人は真っ先に電話もするでしょう。まずはどこに通報とかいうのは、#8000番とかいろいろなところでもあるんですけども、そうした野鳥を一刻も早く持ってきてもらうとか自分のところの検査所に搬入させて、それを簡易検査で迅速にやるという、それが重要だと思うんですけども、その対応というのをもうちょっとわかりやすくしたほうがいいんじゃないかなという気がしまして、お願いしたいんです。

松本農林水産部長

現在、庄野委員から野鳥を発見した場合の通報体制を強化すべきではないかとの問合せでございます。

本年度、環境省によりますと、過去に例を見ないほどのスピードで野鳥における感染事例が全国的に報告されているということでございます。本県におきましても平成23年2月に確か野生のフクロウだったと思いますけれども、感染事例が報告されているということから考えますと、県といたしましても非常に危機感を持ちまして野鳥における感染事例というものの情報収集につきまして、しっかりと体制を万全なものにする必要があるかというふうに考えているところでございます。ですので、今回こういう御指摘も頂きましたので、関連する危機管理部とも一緒になりまして、ちょっと県庁の中でどういうふうに一本化できるのか、あるいは県のホームページ等でより詳細にこの番号に電話を掛けてくださいということ、発見された方にとっては危機管理部だとか農林水産部だとかは関係ありませんので、そういった通報体制の万全なものにするということにつきましては更に検討して、すぐに対応していきたいと考えております。

庄野委員

それと、マスコミの方にも御協力いただいて、例えば四国放送だったりNHKさんとかよくいろんな大気汚染の状況とかPM2.5とかの情報なんかもやられていたことがあるので、もしできるのであれば、野鳥の死骸を見つけた場合にはこの番号へとかいうのをマスコミさんにでも通知していただけるような機会があったら、かなり収集ができるのかなと思いましたので、ちょっとお願いさせていただきました。

それから、育種の関係で少しお聞きしたいと思います。

実は先日、イチゴ農家の方から私のところにも電話が入って、イチゴは今全国的にも、他県のブランドを言ったらあれですけども、「あまおう」であるとか徳島県も「さくらももいちご」があるんですけども、「さちのか」という非常に多くの農家が作っているブランドがあるんですけども、やっぱり品種改良をしてできるだけ農家にとって有利となるような品種改良、育種を早急にしてくれないかと。そういうイチゴ農家のほうからの要望もございまして、今、農林水産総合技術支援センターのほうでもイチゴの改良を順次やっているというふうにもお聞きしているんです。そうした品種改良、育種をしてそして農家に早急に提供して、農家さんがいかにもうかるかと、そういうふうなことを県がすることは非常に大事なことです。この前の委員会ではワカメの育種のこと質問したんですけども、今日はイチゴの関係について、私は過去から徳島県はイチゴのトップランナーだと思っておりましたので、そうした意味では、今後の農家にとってもうかるような形のイチゴの育種の状況についてお聞きしたいと思います。

吉田アグリサイエンスゾーン推進幹

ただいまイチゴの育種の状況について御質問を頂戴いたしました。

イチゴにつきましては、老若男女を問わず食べても非常においしいし、見かけも赤くて本当に子供さんやお年寄りからも非常に親しまれる。また、産地をアピールする上でも非

常にブランド力の高い品目であるというふうに認識しておりまして、県内でも施設園芸におきます品目の中でも、近年ではこのイチゴの売上高が20億円余りございまして、園芸品目のトップの売上げを誇るということで本県にとっても非常に大切な品目であるというふうに考えてございます。

そうした中で、今、庄野委員からも御紹介がありましたように、イチゴの品種につきましては福岡県の「あまおう」でございましたり栃木県の「とちおとめ」というふうな2大ブランドの品目がそれぞれ市場流通しているわけでございます。本県につきましては、平成10年を超えたころからもう15年程度になろうかと思いますが、「さちのか」を中心に栽培をしてきたところでございます。「さちのか」につきましては、果実が非常に硬くて流通適正もよくて、また良食味であるということで、関西市場を中心に本県は特色あるイチゴのブランドがある産地として認識をしていただいているところでございます。

ただ、この「さちのか」につきましては、長く作ってございますし、炭疽病という苗の段階で感染すると壊滅しかねないというふうに、病気にも弱くて育苗管理に手間が掛かるということもございます。また近年の地球温暖化の影響もございまして、収穫開始の花芽分化が遅れやすいということで、やはり年内の収量が少ないというふうな課題を抱えているところでございます。このため、生産者の方からは「さちのか」の長所を持ちながら病害に強くて年内収量が確保できるというふうな品種育成をしてほしいと、過去からも強く言われているところでございます。

こうしたことを受けまして、現在の農林水産総合技術支援センターにおきましては、鋭意育種に取り組んでいるところでございまして、数系統ではございますが、現在現地試験をしているところでございます。この現地試験の結果を踏まえまして、有望な系統につきましては速やかに品種登録を行いまして、その後、可能な限り生産者の方に苗を供給していきたいというふうに考えているところでございます。

庄野委員

農家の、私に電話を掛けてきた人も、新しい品種改良をして、いつできるのだと、いつ農家のほうに配付になるのだというようなことまで言っていましたので、是非そうした新しい病気にも強いような、また年内の収穫の多いような品種を早期に完成していただいて、できるだけ農家さんにそれを作っていただけのような機会をお願いしておきたいなと思います。その方も切望していました。多分そういう方は多いと思いますので、お願いします。

それとこの平成27年に改定をして平成25年の3月に作った徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画を改めてちょっと読ませていただいて、平成28年度が最終年になっておりまして、またこの中の数字的なものもいろいろ聞きたいこともあるんですけども、若干だけ少しお聞きをしていきたいなと思います。

突拍子もないことを言うかもしれませんが、これの20ページに農業用のアシストスーツを現場へ導入するというのがあって、平成28年度で10台となっているんですね。農業用のアシストスーツというのは、福祉ロボットみたいなものなのかなという気がするんですけども、この10台というのはどういう状況なんですかね。どんなものですか、教えてください。

貞野経営推進課長

この農業用のアシストスーツにつきましては、和歌山大学が中心になって共同で開発にしていたものなのですが、実はそこから発売される予定で、それを導入することにしていたんですが、今ちょっと製造の段階で遅れておりまして、それですぐには導入できないような状態になっております。

庄野委員

それはやっぱり少し重いものを持ったりするときに補助的なものになるわけですね。かなり高齢化をしてきている現場では、そういったものも必要なんだろうなということで、多分平成28年に10台というふうなことが行動目標の中に書かれておると思います。できるものできなかったものがあると思うんですけども、また今度基本計画を作るときに、そういったものも吟味しながらやっぱり目標を掲げてやっていただきたいなと思います。それは人口が減少していく中で、先ほどからも言われましたけれども、第一次産業のいわば農林水産業、畜産業も含めて、本県の基幹産業であるというふうな位置付けから、やっぱり野菜を作ったり収穫したりするときにもそうした視点が今後にも必要になるのかなと思ひまして、どうなっているのかなということをお聞きしましたけれども、そういうふうなこともちょっと研究課題ですね。

それと42ページに地産地消の、ここにも地元の食材を供給していくための方策が書かれておるんですけども、地元で採れたものを地元で使うための超簡単レシピの作成というのがおるんですが、50品と書いてあります。この地産地消、超簡単レシピというのも余り見たことがないんですが、50品目はどういうことになっているんですか。芋の食べ方とかそういうことなんでしょうか。

新居もうかるブランド推進課長

レシピ集でございますけれども、実は毎年、レシピコンクールというのをやっております。大体小学校、中学校、高校に教育委員会とも連携して、いろんなレシピを生徒さんに考案していただいて、できるだけ県産品の野菜をたくさん使っていただくメニューを考案していただくと。地産地消もさることながら、野菜の摂取量が本県は若干順位が低いようございまして、野菜ももっともっととってもらおうということで、この事業を立ち上げているところでございます。レシピ集を毎年更新していくんですけども、実はレシピの応募が2,300件余りございました。その中で優秀作品を8レシピまで絞りまして、ちょっとややこしいんですが上位16のレシピ集を作って毎年いろんなイベントで配布しているというような取組をしておるところでございます。

庄野委員

ということは平成28年で累計で50品と書いておるのは、今は8足している。

丸若委員長

小休します。(13時53分)

丸若委員長

再開します。(13時54分)

新居もうかるブランド推進課長

毎年レシピ集を作って、例えば地産地消のフェアだとかそれから県内のスーパーでイベントをやるときに配らせていただいております。あと料理のレシピ集が載っておる全国皆さんの見られるクックパッドにもそれを徳島県のカテゴリーの中に載せていただいて、そういう形での広報をしておるところでございます。

ごめんなさい、先ほどのレシピの作成ですけれども、平成27年度実績でございますけれども46ということになっております。

庄野委員

やっぱりそういうふうなレシピが採用されて、例えば野菜のおいしい食べ方とか簡単な料理の仕方とかというのが広く県民の目にとどまれば、今日はそんな料理をしてみようかなというふうに考える人が多いと思うんですよ。だからやっぱりPRもクックパッドとかでもやられているということで、すごいインターネットでは料理の仕方はあそこを開いたら本当にきれいに写真とか料理の仕方とかも載っています。徳島県でこんな野菜が採れてこんな料理の仕方があるのだなということが、もう広くわかれば買っていただけるし、また、作っていただけるということで、また健康にもいいということで、せっかくこんなのをやっているのですから、もっとアピールをしていただきたいなという思いで質問をいたしました。

それと51ページに魚のPRをするということで徳島の魚をデパ地下などでPRをするということになっていて、平成28年度は10回ということになっているんですけども、すごく少ないなという気がするんですが、実際にこのデパ地下で徳島の魚のPRはどのようなところでやられたのか実績だけちょっと教えてください。

丸若委員長

小休します。(13時56分)

丸若委員長

再開します。(13時57分)

来島水産振興課長

デパ地下等での徳島の魚のPR回数、どういうPRをしておるのかというふうなことでございます。

徳島のブランド品目でありますハモにつきましては協議会を作って、大阪や東京のデパートのほうでイベントを開催しております。具体的には、デパートだけではなくて築地

の市場とか京都市場でのセールス拡大とか、料理店でのPRとかもやっております。実際デパートでは大阪本部や東京本部の方の御協力も得ながら、徳島のフェアという形でやったり、水産単独の場合もありますし、そうじゃない場合もございますし、いろんな場合がございます。

庄野委員

これは10回と言わず、小さいと言ったらあれですけども、デパートはいっぱいありますので、首都圏なんかだったら少し注意をしておったらもう少しできるんじゃないかと思えます。例えば徳島からだったらアオリイカとかたくさん東京のほうにも生きて出されていると聞いていますし、築地の市場でもイチゴ、「さくらももいちご」というのが出ていましたし、いろいろやられていると思います。徳島の産品、魚だけではないですけども、徳島の魚PRと書いてあるから、いろんな意味でいろんな野菜とか果実とかいうふうなものを、今までもやられておるんでしょうけれども、積極的にPRしていただいて、やっぱり販売、購買を増やして、出荷している方々へもきちんと収入が入ってくるような方策を本当にいろいろ考えていただきたいなと思って、ちょっと質問をした次第です。

終わります。

元木委員

今回の本会議でも食と農の景勝地事業の今後の見通し等の質問がございました。国から認定された、その郷(さと)を中心とした食と農の景勝地の取組において県としても、にし阿波の問題解決や活性化にしっかりつなげていくべきという質問に対しまして、以前知事から訪日外国人の心をしっかりとつかむため、急傾斜地に広がるソバ畑や先ほどもお話がありました周年イチゴや干し柿、山茶など、各地の特色ある農を体験できる仕組みとして農家民宿、廃校活用など農泊施設の拡大、郷土料理、急傾斜地農法などの体験指導員の育成などの取組を積極的に進めていきたいという旨の御答弁がございました。先ほども委員から御案内がございましたとおり、県西部では耕作放棄地がかなりの数で、あるいは耕作断念地が増加をしておる一方で、本当に農業をする方の高齢化、若手の担い手不足というのが喫緊の課題であり、深刻な状況となっておりますのでございます。

こういう中、来年4月、統廃合を控えております県立三好高校におきましても農林業教育の充実や、高校生の雇用対策ということで努力をしていただき、一定の成果も頂いておりますのでございます。さらに外国人宿泊者数が昨年度比で約2倍にまで膨れ上がるなど、県西部、にし阿波観光圏の取組自体はこの数年でかなり充実して、これが雇用にもつながり、有効求人倍率の上昇にもつながっておるということは評価しておるところでございます。一方で、攻めの農業と言いながら、なかなか攻めあぐねて実際は守りのTPPで、守りの農業でディフェンス中心の施策に転換していくんじゃないかなという心配も含めておる中で、今回の補正予算でもブランド産目を積極的に大規模でやっていこうということで、産地パワーアップ事業、あるいは担い手確保、経営強化支援事業などの取組を進めていただいております。

私も景勝地の事業というのは、本当に食と農を組み合わせた本当にいい角度での外国向

けの施策だなどと思う一方で、今、つるぎ町や東みよし町でも日本農業遺産というようなことで、昔ながらの農法とか生活の仕方をまた見直して、それを日本の売りとして海外にPRしていこうというような話も聞いております。今日ちょっと議会の図書館でこの明治農商全集というのを読んでおりましたけれども、全く僕なんかは学校で勉強したことがないことばかりで、こういった昔のやり方というのにも参考にすべきなんじゃないかなと感じたところでございます。

御案内のとおり、山の生活というのは農業だけでは決して成り立つものではなくて、木を生かした生活、森林に囲まれた地域で、先ほどもあったようにまきストーブですとか今で言うと木質バイオマスのようなそういった木を使った生活、あるいは木工製品をはじめとした工芸品なんかも木を使って売りに出されたり、こういった歴史があるわけでございます。是非この食と農という事業におきましても、林業振興ですとか木の文化の発信という視点を含めて、さらに県としてこのそらの郷(さと)協議会の事業を支援していくべきであると考えますけれども、御所見をお伺いします。

市瀬林業戦略課長

元木委員のほうから、食と農の景勝地の関係で山間地であるということで、林業のほうも一緒になって進めてはどうかというようなことでございます。

御存じのように三好、美馬、県西部の地域に非常に広い森林を有しておりまして、その中の現状で言いますとかなりのところを人工林が占めております。この人工林につきまして手入れを続ける。なおかつ先ほど委員のほうからもお話がありましたように、薪に使うでありますとか最近ではペレットとかいったような加工品まで、いろいろなものができておるところでございます。こういったものをするにしても山を健全に保っていく、それをずっと続けていく、こういったような取組が重要ではないかと考えております。

こういったことから、間伐につきまして現在の人工林がほとんどが20年生以上になっておるというようなこともございますので、間伐を約10年に1回ぐらい繰り返していかなければならない。こういった状況にありますので、現在まで約6割から7割程度、実施面積におきましては済んでおるところなんですけど、まだまだできていないところというののも実在しておるところでございます。

その中身といいますのは、いわゆる森林所有者もなかなかもうからないとか負担ができないとかいう都合もございまして、それから道がないであるとか、非常に面積が小さいとか、急傾斜な部分でありますとか、そういう条件が非常に劣悪なところというののも山の中にはございます。こういったようなところにつきまして、作業環境を整えるであるとか、こういう進みづらいところにつきましても何とか経費を削減して実施しなければならないかなと思っておりまして、この11月の議会のほうでも御提案というか追加で補正予算をお願いいたしました間伐の事業、これにつきましては所有者の負担が余り要らない、いわゆる定額タイプの補助でございまして、こういった事業をうまく活用して間伐実施を進めてまいりたいと考えております。

さらに、道路周辺におきましては、以前の雪害等の後続けております事前伐採、こちらの面につきましてもライフラインの確保はもちろんでございますが、こういった景勝地と

いいですか景観上の上からも支援をされているところでございますので、引き続きこういう整備を進めてまいりたいと考えています。

今後、この森林整備計画等もでございますので、こういったところを市町村それから地元の関係の方々、こういったところの御理解を得ながら、進めてまいりたいと考えております。

元木委員

是非、先ほどは林業の振興の観点からでございますけれど、この食と農の事業というのが本当に観光振興もかなりかみ込んだ事業でございますして、行政の縦割りというのも根本的に変えていただいて、横串で県全体でプロジェクトチームを作るなり横断型の組織を作ってください是非積極的に進めていただきたいなと思っております。そしてこれを生かしていくためにも景観の問題というのは非常に大切な視点であろうと思います。先ほどもちょっとふれていただきましたけれども、私の地元の西阿波の森林を走っておりますけれども、木を植えるのはいいんですけれどもそれを放置したままになっておりますいわゆる放置人工林の問題というのかなり取り沙汰をされておるところでございます。先日も地籍調査の陳情で飯泉知事さんのところに首長さんや岡本委員さんと一緒に行ったんですけれども、やはり地籍の問題でも不在地主さんの問題ですとか実際に土地の所有者が行方不明になっているとか、もう子供とか孫の代になって境界がどこかわからないとかそういった話もある中で、こうした放置人工林の対策等早急に手を打っていかねばならない。防災の視点もありますけれども、もっともっと中山間林業活性化、中山間地域の発展の見地からも推進をしていくべきと考えておりますけれども、御所見をお伺いします。

市瀬林業戦略課長

先ほども少し申しましたが、そういった間伐を進めなければならない場所、景勝地でありますとかそういったところというのは単純に林業、そういう生産の面だけのみならず、地域のいわゆる環境といいますか、そういった面でも非常に重要なところと考えています。つきましては、市町村が立てる市町村森林整備計画という計画がございますが、これはどういうふうにしつくり、地域の山をどんな形でやっていくかという計画でございますが、5年に1度市町村のほうで立てる計画で、そういう中で間伐を行っていかねばならないような地域、こういったところに景勝地やこういった周辺の森林というのをしっかりと地籍をするなりしていただいて、その上で森林所有者に当然御理解いただかなければなりません。こういった方の御理解を得て、なおかつ実施をするための仕組みとして、各種団体等の協力とか、それからいわゆる補助等をうまく使うなりといった状況で、全体を含めて進めてまいりたいと思っております。

元木委員

ありがとうございます。この事業については積極的に農林水産部を挙げて御支援をよろしくお願い申し上げる次第でございます。

次に施策の基本方針を少し読ませていただいておりますと、農業女子、林業女子、水産女子のネットワーク化と就労環境の改善による女性の活躍推進というのがトップの項目に掲げられております。耕作放棄地対策は本当に下のほうになっておるんですけども、これは今までは青年農業士対策ですとか若者の担い手対策ということで国からもかなり支援金を頂いて取組を進めていただいておりますけれども、実際県内の女性の就業者の状況というのは、農業、林業、水産業、それぞれどの程度の状況なんでしょうか。

井関新次元プロジェクト推進室長

林業での女性の就業者数だけ報告をさせていただきます。平成22年度の国勢調査によりますと、全体は837名中女性は92名、約11%が女性という報告があります。平成27年度はまだ確定値が出ておりませんので、最新が平成22年度の数字でございます。

来島水産振興課長

平成25年度の就業者数、水産業全部で2,512名ということなんですけれども、そのうち女性は288名ということになっております。

貞野経営推進課長

本県の女性の農業就業人口であります。2015年の農林業センサスによりますと、約1万5,000人ということになっております。

元木委員

それではちなみにそれぞれの女性の方々の平均年齢というのはどのぐらいでしょうか。そしてまた、その数字をこれから県としてどういった数字に近づけていきたいと言った目標値がもしあればお願いします。

丸若委員長

小休します。(14時12分)

丸若委員長

再開します。(14時13分)

元木委員

ちょっとこれが気に掛かったのは、先ほどもイチゴの話がございましたけれども、イチゴもうちの地元でもやっていただいておりますのは、中国から来た外国人の若い女性の方なんか喜んでされたりする姿ですとか、実際に体験型農業というので、都会から今農家民泊等を通じて若い方がどんどん入ってきております。本当に女性の数が多くて、特に果樹とかそっちの系統のほうが多いのかなという印象ですけれども、女性の活力をいかに中山間地域の発展に結び付けていくべきかということが本当にこれから大事なテーマになると思っておりますので聞かせていただいたわけでございます。

是非女性ならではの就労にかかわる問題ですとかということ、この事業を通じて改善につなげていただいて、先ほども数字を頂きましたけれども、ちょっともう少し数字が増えるような形で取組を進めていただきたいなと思っております。この就労環境の改善というのは具体的にどういった課題があってそれをどう解決するために何に取り組んでいくのかお伺いいたします。

井関新次元プロジェクト推進室長

ただいま元木委員より、女性の就労環境の改善にどのようなことが必要かという御質問を頂戴いたしました。

11%が女性で、あと35歳未満の若手というのが平成22年の数字では16名しかいません。それで今後進めていくとしたら、やっぱりそういう女性がいらっしゃる事業体とか森林組合でネットワークを形成いたしまして、何が課題かというのを検討していけるような形の事業を進められればなというふうに思っているところではございます。問題になるのは、女性が山で仕事をする場合においては、多分トイレとかそれから行き帰りの自動車、それから自宅から離れて仕事をしておりますとどうしても連絡が取れないような、緊急で子供さんが熱が出たとかそういうのに対応するというふうな不安が多分あると思うんです。それらについて今後いろいろと検討していく必要があると、そういうふうに思っている次第でございます。

貞野経営推進課長

農業の分野でもやはり一番は軽量化といいますか、労働環境といいますか、力が弱いということで、省力的な機械、それから道具一つとりましても、やはり男性のサイズに合っているようなものが多いということで、そういう改良は必要だと思いますので、作業効率とかも考えまして、そういう省力化の研究にも取り組んでおります。

来島水産振興課長

水産分野で就労環境の改善でどのようなものがあるのかというふうなことでございます。水産業の場合、多くの場合男性の職場、女性の職場、海の上は男性で浜は女性でというふうなすみ分けができてきている部分がございます。一方で最近やはり女性の方でも、労働力不足の中で船に乗って補助的に行かれています方というのはいらっしゃいます。そういった方の場合ですと、林業でもお話がありましたけれども、トイレの問題ですとか、あとは実際に漁をする上での補助的な機械、力が足りない場合に引っ張ってくれる機械の整備とか、そういった部分になってくるかと思っております。

元木委員

トイレや自動化やあるいは力不足を補っていただくような取組がもっと必要ということでございます。先般も申し上げましたけれども、こずえの業(わざ)という林業の映画を私も拝見させていただいて、木が倒れて自動車の上に落ちるシーンとかを見ておられますと、やっぱりああいう危険を伴うようなことを嫌う女性の方もいらっしゃるんじゃないかなと

思う次第でございます。今女性活躍ということ、本当に男性と同じような仕事をどんどんやっているわけでございますけれども、そういった女性目線でこれから中山間の活性化に向けて農林水産業をどのように進めていくか。新しく取り組んでいただく三つのサイエンスゾーン、このイノベーションの一つの課題としても位置付けていただいて、ICTやAIといった、今まで人間がやってきたけれども、人間じゃなくてもできる分野がこれから必ず出てくると思いますので、そういったところにも目を光らせていただきまして、本県ならではの施策展開を進めていただきたいということを御期待申し上げる次第でございます。

先ほどもちょっと農協の話が少し出ましたので、私のほうからも若干お伺いできたらと思うんですけれども、農協も今、いっとき16から11JA構想というようなことで推進をされる中で、各単独農協の財政力の格差ですとか、あるいは役員人事の問題等、様々な課題がありました。なかなか進まず頓挫したというような話もお伺いしておる中で、今回新たにトップに立たれた方が、1JAを進めていきたいということを表明されたわけでございます。

ブランド戦略で県もいろんな徳島県ならではのブランドに対して今回の補正予算のような投資をされておるわけでございますけれども、単純な話、ブランド戦略を進めれば進めるほど財政力の豊かな農協とそうじゃない農協の差が広がっていくんじゃないかという心配もしておるわけでございます。私なんかは県西部で一番端の農協エリアの人間ですので、統合することによって周辺地域の農業が衰退することを本当に懸念しているわけでございます。そういった格差解消に向けた取組でありますとか、農協が今進めておるブランド戦略の方針と県が進めておるブランドの戦略の方針というのが必ずしも一致してない部分があるんじゃないかなという懸念もあるわけでございますけれども、そのあたりはどのような認識をして今後農協の計画にどのように対応していこうとおられるのか、お伺いしたいと思います。

新居もうかるブランド推進課長

元木委員のほうからJAさんと県のブランドについての考え方の違いがあるんじゃないかというような御指摘を頂いたところでございます。

確かに私どもの思わくと各JAさんの思わくと違うところがございます。ちょっとこういふのを例に出していいのかわかりませんが、例えばなると金時でございますけれども、通常市場流通を考えた場合、大きいロットを持っているところが価格を決めていくというようなところがございまして、なると金時は全国に誇るブランドでございます。ただ各JAさんでそれぞれブランドも立ち上がっておりますので、販売するときの一つのブランドとして売っていくのが有利なものもございます。ですので、そこら辺は今後、全農も交えまして、そういうブランド戦略をどうやって進めていくのかというのを、今年1月に立ち上げた地域商社阿波ふうどの中で、全農さん、JA中央会さん、JAさんそれぞれが入りまして、個別にどうやっていくのかというのは検討しているところでございます。

それでブランドといっても範囲は広いわけでございますけれども、今申し上げたような、

例えばなると金時でありますとかニンジンでありますとかこういったかなりロットがそろろうという、ロットがそのものがブランドになっているものもございますし、非常に小さいロットだけれども品質の高さですとか、例えば佐那河内村の「さくらももいちご」なんかはそうでございますけれども、そういったブランドもございます。ですので、必ずしもブランド品目を持っておるところの J A が強いかわいかわいというのとはなかなかそういうロットの違いもございまして、J A 単位で考えにくいようなところはございます。ですので、ちょっと答えになってないかもしれないですけども、やはり小ロットだけで品質で光るブランド、希少価値で光るブランド、それからロットで勝負できるブランドというのをきちんと今住み分けながら整理して、実は課題解決プログラムといたしまして、品目ごとの課題をどうやったら解決していけるのかというようなところを精力的に関係団体と協力しているようなところでございます。

元木委員

小ロットというようにお話もありました。徳島県のような立地条件ですとやはりロットの小さいもので高品質なものをどんどん都会に、あるいは海外に供給していくというのが本当に必要な戦略じゃないかなと感じておるところでございます。地元の方とよく話をして農協の話になると、本当によく聞くのが、肥料代が高いということと、苗代が本当に高いというようなこと、あるいは機械を導入してもそれにかかる維持経費が高いというのはもう皆さんがおっしゃる話です。こういった農協さんが抱えておる課題と県が認識している課題というところでやはり合う部分について、是非積極的にこれからも取り組んでいただきたいと思うわけでございます。

農協さんにも以前地元にもアグリサポートセンターということで耕作放棄地対策のための組織を立ち上げていただいて、機械の導入やマンパワーの充実を進めていただいたわけでございますけれども、こういった取組についてもやはり一過性のものに終わらせず、更なる推進をしていただきたいというのも併せてお願いをさせていただきたいと思っております。

今日はこの程度にしたいと思うんですけども、ちょっと 1 点、その関連でとくしまブランドギャラリーの事業、阿波ふうどの質問も我が会派の寺井議員のほうから少ししました。県ブランドの地位向上に向けてどう取り組むのかというようなところで、カボチャや様々なブランド品を J A 等と一緒に町と一緒に、高島屋ですとかそごうさん、そういったデパートとも連携しながら積極的に取り組んでいきたいというような生産力アップに向けた答えも頂いたわけでございます。この事業について、県としては今後方向性としては農協さんなんかとの連携といたしまして、こういった分野で連携をして推進をされていられるのかお聞かせいただきたいと思っております。

新居もうかるブランド推進課長

元木委員のほうから地域商社阿波ふうどについて、J A さんとの連携について御質問を頂いたところでございます。

地域商社阿波ふうどは、御承知のとおりでございますけれども、県、それから J A 徳島中央会、つまり J A、それから全農徳島さん、農業開発公社、この 4 社で作った共同の事

業体でございます。現在どういう活動をしておるかということでございますけれども、民間から招きました統括マネージャー、この方を中心に 3 名のエリアマネージャー、これがそれぞれ県、全農、中央会から 1 人ずつ派遣という形で出ておるわけでございます。ですので、中枢の部隊は 4 名で動いておるところでございます。この 4 名が何をしているかという、例えばバイヤーさんであるとかレストランであるとか、そういうところを統括マネージャーの人脈も生かしながらまめに回りまして、まずはいろんなニーズを拾ってきております。そのニーズをマーケットイン型の産地振興という形で、どこかに作っていただくと。誰にそのニーズのある製品を作ってもらおうのかという落とし込みを地域をよく知るエリアマネージャーが J A 徳島中央会の担い手サポートセンターと中心になって考えまして、最終的には落とし込みができた時点で、基本的には J A さんを通じて、例えば今東みよし町のカボチャの話が出ましたけれども、カボチャを作っていただけませんか。実際誰に作ってもらおうのかまでを J A さんと相談しながら落とし込んで、最終的に初夏どりカボチャと今度は冬至のカボチャ、これが東京と大阪に出荷できるようになったというようなことでございます。

今後、こういった取組を各 J A さんと進めながら、正に生産者の顔が見える形でしっかり誰に作ってもらおうのかという落とし込みを J A さんが中心になってやっていきたいというふうに考えているところでございます。

元木委員

今、J A さんも経営多角化を進める中で、商社機能が本当に弱くなって、他の商社にどんどん仕事が流れておるといような話もお伺いしておりますので、是非エリアマネージャーさんを中心に商社機能の向上といった点を少し県の計画にも強調していただいて、積極的な取組を進めていただきますように要望して、終わります。

木南委員

鳥インフルエンザのニュースを見るたびにあるいは皆さんから報告を頂くたびに、今日いただいたわけですが、非常に深刻な状態だと思います。といいながらも、この徳島県は阿波尾鶏というブランドがいるわけでありまして、徳島県には絶対に家禽類に鳥インフルエンザを出さないのだという覚悟を持ってほしいと思うわけです。

行政、県庁の縦割り行政というのが随分問題になったわけでありまして、危機管理部というのはこれを払拭するために部局横断的に、部局が危機管理をあるいは対策を共有するために作られた部局だと私は理解しているわけですが、その中で 12 月 1 日に危機管理会議というのが開かれておりますが、これは政策監、危機管理部長、県関係部局と書かれておりますが、どんな人が参加されて、あるいは農林水産部としてはどなたが出席されてますか。

佐々木農林水産政策課長

危機管理会議のメンバーに関する質問でございますが、政策監をトップにしまして、危機管理部長、それと各部の主管課長が出席メンバーとなっております。なお今回につきま

しては、鳥インフルエンザという関係で農林水産部から主務的に担当しております畜産振興課が同席したと、私と畜産振興課長は同席させていただいている状況でございます。

木南委員

その危機管理会議というのは会議をするのが目的じゃなくてどんな対策、現状の把握と対策を立てるかということだと思んですが、この情報が各部局、少なくとも農林水産部は共有してもらわないといけないと思んですが、危機管理会議の中で話されたことを部局内で共有するというか皆さんで部局内での話合いというのはどんなふうになっていますか。

佐々木農林水産政策課長

12月1日に開催されました危機管理会議におきまして、政策監のほうから統一的な指示と申しますか伝達事項がございました。それはいろいろな点がございまして、各部におきましては正確な情報の把握でありますとか、適切な対応を取ってくれと。また、先ほどありましたが死亡野鳥の取扱いとか発見時の連絡体制の広報をしっかりとやっていく。また、早期発見とか届け出、消毒の徹底など防疫措置をしっかりとやること。万一、本県で発生した場合の緊急連絡体制とか動員体制をしっかりと確認しておくことなど指示事項があったところでございます。当然危機管理会議の結果につきましては速やかに全庁掲示板には出るんですが、それより以前に会議が終わりまして、直ちに部内におきましては全課出席のもと、連絡会議を開きまして、この情報を共有したところでございます。

木南委員

それが普通なんですが、今日の議論を聞いてますと、部内で情報が共有されているというのがちょっと疑問に思えたわけですが、次に、高病原性鳥インフルエンザ防疫対策会議、これにはどんなメンバーが出席されていますか。

刈谷家畜防疫対策担当室長

12月1日の高病原性鳥インフルエンザ防疫対策会議につきましては、県の関係、県民局とか市町村等でございます。

県民局の農林担当の方ですとか市町村の産業経済課とか農林担当の方とか、それと家畜保健衛生所です。

後藤畜産振興課長

この2月1日危機管理会議を開催しました高病原性鳥インフルエンザ防疫対策会議なんですけれども、これは農林水産部畜産振興課のほうで出席しまして、それで養鶏関係団体の方、それから市町村の方、県の一応現地対策本部とかそういったことをしていただきましてそれぞれの県民局の担当の方にお集まりいただきまして、情報共有と今後の防疫対策の徹底について周知をしたところでございます。

木南委員

何でこんな質問をしているかという、今日の議論を聞きながら、危機管理会議だとかあるいは対策会議とかに出た人たちが、部局内へ帰って報告しているのかどうか。十分会議の中身を理解しているのかどうかというのが心配になったから、こんな質問をしているんです。農林水産部の中でどなたがつかさどるのか知りませんが、農林水産部がすべき仕事というのは危機管理会議で言われていると思うんですよ。そこら辺の内容を部局内だけで農林水産部だけが理解してもだめなんです。これは危機管理というのは、横断的に情報を共有する、対策を共有するというために作られた、私は部局だと理解しています。その点から言うと、非常に心もとない。危機管理会議で話された内容が農林水産部が理解しているのかどうか、ここらあたりが非常に心配なんです。十分に理解されとるといって御答弁を頂きたいんですが、内容を教えてほしいと思います。

後藤畜産振興課長

危機管理会議をしまして、農林水産部のほうからは、私ども畜産振興課ですけれども、今の発生状況とかそれに伴う家禽での発生状況、それから野鳥、野鳥は危機管理部になりますけれども、家禽での発生状況を説明させていただきまして、それに対する家禽での防疫対策ということで、鶏舎とか畜舎周辺の消毒の徹底とかそれから養鶏農家における異常鶏の早期発見、そういったことについて危機管理会議で情報共有をしながら、今後どういう対策を進めていくかということで、御説明させていただきました。

木南委員

ちょっとそんな頼りないので大丈夫なの。会議をするのが目的でないんですよ。インフルエンザをいかに防ぐか、現状を把握していかに防ぐかという会議なんでしょう。その結論が出ているはずなんです。先ほどの石灰を配るにしても、どこが買うのか、危機管理部が買うのだったらそれはあんたたちはそこから聞かないといけないでしょうけれども、農林水産部が買うわけでしょう。それは農林水産部だけじゃなく、危機管理部へいつそれにどうしますというものを報告しないといけないでしょう。それが議会内で説明ができない、答弁ができないというのは非常におかしいです。これは部内で情報が共有されていないと理解されても仕方がないと思うんですが、いかがですか。

後藤畜産振興課長

部内での情報共有ができてないということでございますけれども、一応危機管理会議を開催して、政策監から指示事項とか今後取るべき対策についてそういったことについては部内で情報共有、先ほども答弁がありましたけれども、そういったことについて部内での危機管理会議対策を各関係課の担当に集まらせていただきまして、周知をするということで、対応は行っております。

松本農林水産部長

木南委員から12月1日の危機管理会議の情報共有状況等について御質問があったところ

でございます。これに対しましては農林水産政策課長から危機管理会議で話されたことにつきましては、直ちに部内で情報共有をして、例えば発生したらどういうところからどれだけ人員を出して埋設処分をしないといけないとか、そういった動員計画のこともありますので、直ちに情報を共有して備えをとっているところでございますけれども、事態は12月1日でとどまっておりませんで、その後毎日毎日野鳥におけます発生状況等が報告されておりますし、また農林水産省からも整理した情報が届けられております。ですから、環境省、これは国のほうも少し縦割りになっているんですけども、野鳥に関する状況については環境省、それから農場における状況については農林水産省、農林水産省も全体の対策会議を持っておりまして、そういったリアルタイムの情報は我々のところに入ってきております。そういった情報について逐一農林水産部長である私のところに畜産振興課から入っておりまして、今後特にそういった危機管理で農林水産部に入ってくる情報、それから先ほど庄野委員の話でありましたけれども、野鳥が死んでいるのを見つけたときに一体どこに報告したらいいのだということも含めて、より一層農林水産部と危機管理部の連携を強めるんですけども、国におきましても家畜伝染病予防を抑える目的の一番は農場が全滅することを防ぐことでありまして、農林水産省が当事者意識を持って主として対応に当たっております。本県におきましても、家畜伝染病予防という趣旨に鑑みて、農林水産部が中心となって背負っていくのだという気概を持って、より一層の連携の強化に努めていきたいと考えているところでございます。

木南委員

そのとおりなんです。12月1日の会議の内容なんていうのはリアルタイムで変わっていくと思うんですが、これはやっぱり少なくとも一次的には農林水産部ですよ。家禽にインフルエンザを入れないというのが一番のターゲットだと私は思うんですが、それがために農林水産部は何をするか、これをよく共有して、危機管理部だって何もしないというわけにいかないでしょう。報告はする。議会にも報告する。そこら辺は十分に整理しておいてほしい。共有すれば、これは危機管理の話ですと言わなくてもいいんですよ。農林水産部がこういう情報を得てますと。農林水産部がすべきことは情報としては言える、そんな体制をとってほしい、充実してほしいとお願いをしておきます。

それだけで終わったらおかしいので、もう一ついきますが、GAPの話です。その以前に徳島には安2認証制度というのがありました。これは一生懸命行政としては力を入れたんですが、余り普及しなかった。これは何でかということ、市場に対するアピールが余りできてなかったということだったんです。だから安2認証を頂いても、余り生産者にメリットがなかったというところなんです。このGAPの件については安2認証の二の舞にはしないようにという覚悟でどんな対策を取られようとしているのか、説明してください。

新居もうかるブランド推進課長

木南委員のほうからGAPへの対応策について御質問を頂きました。

委員御指摘のとおり、安2GAPにつきましては、農業支援センター中心に普及に努めておるところでございますけれども、やはりGAPを取っていけば高く売れるんだとか、

選んで買っていただけるのだというようなところのマーケットのほうはまだできていない。国内全般的にそう言えると思いますけれども、そういった状況でございまして、なかなか手間の掛かることをして、高く売れないのだったらやめておこうかというところが現状であると思います。ただ、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを控えまして、ここに徳島の県産品を納入できれば、日本全国だけじゃなくて世界中に徳島県産品をPRできるいい機会だということで、各県とも同じことを考えて対応策を今後考えていくという状況でございまして。

この中で、実はまだちょっと決定はしてないんですが、オリンピックの実行委員会で食料の採択基準をどこに置くかというのが、最終段階でまだ詰めておりますけれども、漏れ聞こえてくる情報によりますと、国が作っているガイドラインに準拠したところ、各県が持っているGAPですね、それに準拠したものについては採用しようかというようなことを聞いておるところでございまして。この徳島の安2農産物、安2GAP、これがそれに準拠しているかどうかということもございまして、今の感触では近々それが取れるのではないかとこのところに来ておるところでございまして。ですので、私どもといたしましては、それを目指して、今、GAPも実は2段階ございまして、基本と優秀認定の2段階ございまして、まず基本を今から一生懸命増やしていって行く。優秀認定のほうもガイドライン準拠になるんですけれども、オリンピックが開催されるまでにできるだけ優秀認定を増やしまして、そのオリンピックという機会を逃さないように徳島の農産物をPRしていかないといけないというような形で、これまでとまた違ったアプローチでGAP認証について取り組んでいこうというふうに考えているところでございまして。

木南委員

いわゆる食の安全安心が言われてから、我が県はまずは安2認証というのができました。その次にGAPとドッキングさせて安2GAP、これはどちらにしても生産者にとったら非常に大きな負担になったわけです。その割に市場性がどうかというところがありました。市場性は別として、将来展望がないとなかなかこれはできないんですよ。ここらあたりを、GAPの認証を受ければ、あるいは2段階を受ければ、将来展望はこうなんですということを、生産者にやっぱり十分に説明して、GAP認証というのを普及浸透させていくべきだと思いますが、そのことだけをお話しして終わりにしたいので、お聞かせいただきたいと思っております。

新居もうかるブランド推進課長

今後の取組でございまして。GAPに今後どう取り組んでいくかということもございまして、まずはGAPを取るための指導員、県職員とかJAの職員だとか、こういう方を中心にセミナーを開きまして、できるだけ指導員の数を現地で増やしていこうというようなことを考えておるところでございまして。

それともう一つは農作業をしてからいろんなことを記帳していくような作業でございまして。これが大変な手間なわけでもございまして、ちょっとまだ研究段階ではあるんですけれども、この記帳の手間を、例えば農作業をしている現地でタブレットを持って、タ

ブレットの中にアプリを入れまして、そのアプリを使って簡単に入力していけば、そのGAPの記帳関係がきちんとできていくというようなこともできないかという研究も今しておるところでございます。そういった形で農業者の労力の軽減とそれとそもそもGAPを取るための指導員の数を増やしていくと、こういったところに重点的に取り組んでいこうかなというふうに考えているところでございます。

木南委員

これからオリンピック・パラリンピックもありますし、世界の大会もあるし、あるいはグローバル化という波からも逃れることはできないと思うんですが、GAPというのは非常に重要なツールと思うんです。しかし、それを理解してもらわないことにはなかなか浸透しないので、そこら辺も指導員等を充実して、十分に農家さん、生産者さんに理解をしてもらえるGAP認証にさせていただきますようお願いして、終わります。

長尾委員

今日は鳥インフルエンザに関する質問が続いておりますので、私もちょっと参考までにお聞きをしたいんですが、先ほど来の説明で、鳥インフルエンザの今やれることで消石灰をまくと言われております。それで、県の常時備蓄というのは3,000袋だということですが、これは常にはどこに置いてあるのか。これは購入費用というのは1袋どれぐらい掛かるのか、どこから購入するのか、まず教えてください。

刈谷家畜防疫対策担当室長

備蓄場所ですけれども、鴨島町にあります旧の繭検定所の倉庫に保存しております。価格は全農とかで1袋70円でございます。500円でございます。済みません。

長尾委員

要は3,000袋で1袋幾らするんですか。

刈谷家畜防疫対策担当室長

1袋570円でございます。

長尾委員

1袋570円で3,000袋、鴨島にある昔の蚕の検定所に置いてあるということかな。購入先は全農ということだね。

それでこの消石灰というのは買ったとしても事態がなければずっと永遠に使えるものですか。それとも期限というのがあるのかどうかも教えてください。

刈谷家畜防疫対策担当室長

これにつきましては、湿気に弱いので、湿度とか保存にもよるんですけれども、いつまでという期限はないんですけれども、湿気てきたら固まってきますので、そのときにはな

かなか使いにくいというか使えなくなります。

長尾委員

だから使いにくくなるのだから、要はこういう災害というのはいつ来るかわからないので、正に危機管理上、そういう場合の点検とかチェックというのはされているんですか。

刈谷家畜防疫対策担当室長

チェックと言いましても袋を外から触るぐらいのチェックぐらいしかできないんですけども、過去の例から言いますと、一斉に消石灰を配付するときはこの備蓄を使わせていただいて、そういうローテーションといいますか関係では固まったりとかそういうしたことはございません。

長尾委員

常にチェックしていくのは大事だと思うのだけれども、そこで重ねてお聞きするのだけれども、今回のそういう被害に遭った養鶏農家というのは大変なショックだと思うし、それこそ心のケアも必要だと言われるぐらい、育てている者が土の中に埋めるというのは大変な思いだと思う。そこで、これはあってはならないし、想定はしたくないのだけれども、しかし最悪のケースということを常に考えておくことも大事だということで、お聞きします。徳島県では過去にこういう鳥を穴を掘って埋めたという事例はありましたか。

刈谷家畜防疫対策担当室長

殺処分して埋却したという事例は過去にはございません。

長尾委員

それで、もし万が一そういうことが発生したと。今、大体の午前中の質問でも県西部と県南部に養鶏農家が多いわけだけれども、もし万が一県西部若しくは県南部で発生した場合、その処分する、埋める場所の確保というのは、これはどこが誰が考えるのか。また若しくは、考えているのか。

刈谷家畜防疫対策担当室長

本県の場合、万が一発生して殺処分した場合、家畜伝染病予防法上、埋却でも焼却でもいいんですけども、焼却を一義的に考えておりまして、焼却につきましては各市町村さんの一般の焼却場を利用させていただくようお願いはしております。

長尾委員

災害でも瓦れきの処理だとか瓦れきの置場だとか、そういったことを今、県も市町村も実は考えなくてはいけない、想定しなくてはいけないということになっているわけだけれども、今の話では、もしも万が一の場合は、埋却じゃなくて各市町村のそういう焼却施設

でやるという契約、話し合いはもうきちんとできてるわけですか。

刈谷家畜防疫対策担当室長

確認書は各市町村と取り交わしてございます。

後藤畜産振興課長

市町村に対しまして仮に高病原性鳥インフルエンザが発生した場合に、そういった防疫措置とかそういったことについての協力の確認書というのは各市町村と締結はしております。

長尾委員

今、県は南海地震を迎え撃つ体制で業界、団体様々なところとの災害協定を結んでいるわけで、当然こういう事態についてのいろんなことを想定をして手を打っておくということは大事なことだと思いますので、是非その点はしっかりと事前に協議なり対応方を検討しておいていただきたいということを要望しておきたいと思います。

山西副委員長

最後に、私からはアグリ、マリン、フォレストの中でも農業の分野の研究開発人材育成を行う石井町のアグリサイエンスゾーンについて充実、機能強化を図るべきという観点からお尋ねをいたします。

まず旧農業大学校跡地に国内最大手、タキイ種苗が進出し、次世代型高度環境制御による施設園芸が行われ、研究と人材育成を行う予定ということで承知をしておりますが、現在のところの進捗状況についてまずはお尋ねいたします。

吉田アグリサイエンスゾーン推進幹

ただいま山西副委員長からアグリサイエンスゾーンにおきますタキイ種苗が建設中の次世代型温室の進捗状況という御質問を頂戴いたしました。

現在施設面積約 1 ヘクタールの施設を建築するというところで進めておまして、現状、約 3 分の 1 に該当するところの骨格が建ち上がったところでございます、近く施設全体の外観が建ち上がるものというふうに考えてございます。またその後、施設の中身でございますが、養液栽培装置でございますとか、高度環境制御機器が配備されまして、来春のしゅん工、稼動に向けまして鋭意工事が進められているというふうに聞いてございます。

山西副委員長

次にアグリサイエンスゾーンにおける徳島大学との連携について、今どのような連携がなされているのかお伺いをいたします。

吉田アグリサイエンスゾーン推進幹

それでは研究のほうの状況について御説明をしたいと思います。

現在進めておりますような次世代型施設園芸に必要な不可欠な技術といたしまして、例えば収穫物を運搬する自立走行ロボットでございますとか、それからまた農薬等を散布する薬剤散布ロボット、さらには大規模施設園芸ハウスというのをリアルタイムに温度とか湿度をモニタリングするような三次元空間温湿度モニタリングシステムというふうなことににつきまして、徳島大学としゅん工、施設が建ち上がる前でございますけれども、事前に用意をしたいということで現在、県と徳島大学とで共同研究を実施しているところでございます。

山西副委員長

次にアグリサイエンスゾーンにおける人材育成の取組についてもお尋ねをしたいと思っています。

先ほど吉田推進幹のほうから最先端のハウスの建設が進められているということで、私も地元でございますのでちょくちょく見に行かせていただいております。進捗状況を見せていただいているところでございます。これが完成しますと、特に農業従事者をはじめ広く県民の方々がこの最先端のハウスを目で見て、そしてまた栽培方法とかあるいは技術に触れる機会があれば、さらに県内の農業力の底上げにもつながってくるのかなというふうに考えております。今後、広い意味で人材育成にどのように取り組んでいかれようとしているのか、今後の展望についてお尋ねをいたします。

吉田アグリサイエンスゾーン推進幹

ただいまアグリサイエンスゾーンにおける人材育成の取組についての御質問を頂戴いたしました。

アグリサイエンスゾーンにおきましては、私どもの農林水産技術総合支援センターと徳島大学、さらにはタキイ種苗、またタキイ種苗の関連する生産法人でございますTファーム石井と、この4者で取組を進めるということでございます。まず徳島大学の生物資源産業学部との取組についての御紹介をさせていただきたいと思っております。まず農業大学校のほうにおいては、新学部の学生の農業技術の現地研修の受入れなども本年度から進めておりますし、また、徳島大学石井キャンパスにおきまして、学生が稲作なども栽培しております。そこに対して農業大学校、また農業大学校の学生が技術指導をしているというふうな状況でございます。さらには、先般11月の5日、6日と農業大学校におきまして農大祭を開催しましたけれども、この農大祭に新学部の学生グループが栽培いたしましたキャベツを一緒に売ったりというふうなことで、双方の学生の交流促進であったり、また互いに技術を切磋琢磨するというところで、新学部の学生に対しても農業への理解を高めているというところでございます。

さらに、来春でございますが、先ほど御紹介いたしました施設が完成したあかつきには、この場におきまして、学生のみならず、県内の農業者の方々に研修を体験していただく。また、学生のインターンシップの場として活用などしていただくことによりまして、最先端のトマト生産の設備や技術を体験することによりまして、それを自らの農業生産に生かしていただく。そういうふうなことで高度な技術と高い経営力を備えた実践力のある担い

手を育成してまいりたいというふうに考えてございます。

山西副委員長

大変わくわくするような御答弁を頂きまして、有り難いところでございます。

最後に研究開発や人材育成に当たりまして、最先端の取組を行うには、それなりの施設や装置が当然必要になってこようかと思えます。石井町も六次産業化特区、県版特区に指定されて、石井町としても恐らく六次産業化をこれから推し進めていくということになるかと思えますが、それに必要なアグリサイエンスゾーンの充実、そして機能強化、それから拠点づくりや環境整備等々、しっかりとこれからも取り組んでもらいたいというふうに思いますが、この点については柴折所長の御所見をお伺いしたいと思えます。

柴折農林水産総合技術支援センター所長

ただいま山西副委員長からサイエンスゾーンにおける機能の充実あるいは環境整備についてしっかり取り組むようにというふうなお話を頂戴いたしました。私どもも研究あるいは人材育成におきまして、ソフト、ハードともに常に進化をしていかなければならないというふうに考えてございます。特に今回三つのサイエンスゾーンが構築できたと、非常に大きな節目であるというふうに考えております。今、副委員長さんから言っていただきましたアグリサイエンスゾーンのみならず、フォレスト、マリンの各サイエンスゾーンにおきましても、その機能を更に高めていくためには何が必要かと、どういうことをやらなければならないかということにつきまして現在検討を急いでおるところでございます。できるだけ早く機能充実、強化の具体策の案を取りまとめましてお示ししたいというふうに考えておりますので、今後とも御指導をよろしくお願いいたします。

山西副委員長

いろいろ今御答弁を頂きました。今のところ大変順調に準備が進んでいるなという感触を受けました。三つのサイエンスゾーンが構築をされたところでございますが、しっかりとこのアグリサイエンスゾーンを含めてそういったゾーンを生かして、アグリサイエンスゾーンだけではございませんが、これからもより一層充実した取組になるように心から御期待を申し上げまして、私の質問を終わります。

松本農林水産部長

本日は、鳥インフルエンザを巡ります答弁におきまして、一部答弁の不手際もございまして、大変なる御心配をおかけしましたことをまずおわび申し上げます。

実際に、鳥インフルエンザにつきましては、野鳥においてはまだまだピークが過ぎたとは言えない状況であると環境省も言っておりまして、これからますますまん延について気持ちを引き締めて対応しなければいけないというふうに考えているところでございます。

また、本日は特に消石灰につきましてたくさん御審議を頂いたわけでございますが、消石灰だけではやはり対策は十分とは言えませんで、実は農林水産省が先に発生した青森県の2農場に調査に入っておりまして、調査結果の速報を見ますと、まだ断言はできないの

だけれども、どうやら小動物が菌を持ち込んだ可能性が高いということでございます。この農場は、二重の金網をして警戒をしていたようなんですけども、どうも報告をさっと見ますと、建物の基礎部分に穴があいていて、ネズミの死骸も発見されたということでございます。既に12月1日の会議を受けて我々も各養鶏農家さんにはしっかりと防鳥ネットとかの確認等の指示を再度お願いしているところでございますけれども、引き続き、もう万全には万全を期して、こういった青森県の農場では万全の対策もしてネズミ用のわなまで仕掛けたようなんですけども、こういうふうに床に穴があいていたというのを見落としてどうも起きてしまったらしいという情報も含めて、関係部局とこういった情報を入手次第すぐ速やかに共有して、市町村、関係農場の皆さんとも農林水産省には常に最新の情報があります。そういった情報を常に共有しながら、改めて野鳥、ネズミなどの侵入対策、これを各農場レベルでもしっかりと行っていただくように、引き続き徹底してまいりたいというふうに考えているところでございます。

丸若委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました農林水産部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって農林水産部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

議案第1号

以上で、農林水産部関係の審査を終わります。

これをもって、本日の経済委員会を閉会いたします。(15時06分)